

平成28年10月1日～平成29年9月1日
始期契約用

全国商工会議所 業務災害補償プラン 約款集

〈傷害総合保険＋労働災害総合保険〉



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

<傷害総合保険>

傷害総合保険普通保険約款	1
特約	
（必ずセットする特約）	
・ 就業中のみの危険補償特約	9
・ 被害事故対象外特約	9
・ 保険料分割払特約（一般団体用）	9
（建設業以外に必ずセットする特約）	
・ 役職員包括団体傷害保険特約	10
・ 保険料確定特約（役職員包括団体傷害保険特約用）	10
（建設業に必ずセットする特約）	
・ 建設業者団体傷害総合保険特約	10
・ 保険料確定特約（建設業者団体傷害総合保険特約用）	11
（その他の特約）	
・ 天災危険補償特約	11
・ 入院保険金支払限度日数変更特約	11
・ 介護保険金対象外特約	11
・ 死亡保険金対象外特約	11
・ 後遺障害保険金対象外特約	11
・ 入院保険金および手術保険金対象外特約	11
・ 通院保険金対象外特約	11
・ 事業主費用補償特約	11
・ 傷害医療費用保険金支払特約	12
・ 入院保険金および通院保険金の14日間2倍支払特約	13
・ 入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約	14
・ 企業等の災害補償規定等特約	14
・ 保険金の支払先に関する特約	14
・ 業務上の熱中症等補償特約	14
・ 休業保険金支払特約	14
・ 保険料確定特約（包括契約に関する特約用）	16
・ 被保険者の変更に関する特約	16

<労働災害総合保険>

労働災害総合保険普通保険約款	17
特約	
（必ずセットする特約）	
・ 保険料分割払特約条項（大口用）	20
・ 保険料の確定に関する特約条項（労働災害総合保険用）	21
・ 用語の読み替えに関する特約条項（日本商工会議所用）	21
・ 被用者の範囲に関する特約条項（派遣労働者追加用 法定外補償・使用者賠償）	22
・ 海外危険担保特約条項	22
・ 被保険者の範囲に関する特約条項（使用者賠償責任条項用）	22
（建設業以外に必ずセットする特約）	
・ 継続事業の一括に関する特約条項	22
（建設業に必ずセットする特約）	
・ 下請負人担保特約条項	22
・ 建設業包括契約用特約条項（下請負人担保）	22
（その他の特約）	
・ 使用者賠償責任条項 死亡のみ担保特約条項	22
・ 脳・心疾患のみ担保特約条項（法定外補償条項用）	22
・ 特別加入者担保特約	22
・ 天災危険担保特約条項	23
・ 下請負人担保特約条項（継続事業用）	23
・ 下請負人・備車運転者担保特約条項（継続事業用）	23

傷害総合保険普通保険約款

第1章 用語の定義事項

第1条 (用語の定義)

この普通保険約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
運行中	自動車等が通常の目的にしたがって使用されている間をいいます。
危険	傷害または損害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行 ^(注1) または試運転 ^(注2) をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険または責任共済をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
重度後遺障害による要介護状態	別表4に掲げる介護が必要な状態をいいます。
手術	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(注1) 。ただし、次のア. からオ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療 ^(注2) に該当する診療行為 ^(注3) (注1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2) 先進医療 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。 (注3) 診療行為 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身静脈薬投与、局所薬投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート ^(注) 、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボート 水上オートバイを含みます。
対人賠償保険等	自動車等の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注) 医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。 ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方がいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	被害事故により、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	第2章傷害条項においては、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金または介護保険金をいい、第3章被害事故補償条項においては、同条項第1条(保険金を支払う場合)に規定する保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保険金請求権者	第3章被害事故補償条項第1条に規定する被害事故によって損害を被った次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者 ^(注) ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
要介護期間	事故の発生の日からその日を含めて181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間をいいます。
労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

第2章 傷害条項

第1条 (保険金を支払う場合)

- 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故^(注1)によってその身体に被った傷害に対して、本章および第4章基本条項の規定に従い保険金を支払います。
- (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸引または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(注2)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
(注1) 急激かつ偶然な外来の事故
以下本章において「事故」といいます。
(注2) 中毒症状

継続的に吸入、吸引または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第2条 (保険金を支払わない場合—その1)

- 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失
② 保険金を受け取るべき者^(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④ 被保険者が次のア. からウ. までのいずれかに該当する間に生じた事故ア. 法令に定められた運転資格^(注3)を持たないで自動車等を運転している間

- 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運動ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
⑧ 被保険者に対する刑の執行
⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注4)
⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑪ 核燃料物質^(注5)もしくは核燃料物質^(注5)によって汚染された物^(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑫ ①から⑪までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬ ①以外の放射線照射または放射能汚染
- 当会社は、被保険者が頸(けい)部症候群^(注7)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質^(注5)によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

(注7) 頸(けい)部症候群
いわゆる「むちうち症」をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合は、保険金を支払いません。

- 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
② 被保険者が次のア. からウ. までのいずれかに該当する間
ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合は、保険金を支払います。
イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条 (死亡保険金の支払)

- 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額^(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- 第4章基本条項第25条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支

- 払います。
- (3) 第4章基本条項第25条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 保険金額の全額
既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第5条(後遺障害保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額 × 別表2に掲げる各等級の後遺障害に
対する保険金支払割合 = 後遺障害保険金の額

- (2) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (3) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- ③ ①および②の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- (4) 既に後遺障害のある被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことにより、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の算式によって算出した割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表2に掲げる加重後の
後遺障害に該当する等級
に対する保険金支払割合

既にあった後遺障害に
該当する等級に対する
保険金支払割合

適用する
割合

- (5) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第6条(入院保険金および手術保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。
- 入院保険金日額×入院した日数^(注1) = 入院保険金の額
- (2) (1)の期間内は、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注2)であるときは、その処置日数を含みます。
- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (4) 当社は、被保険者が病院または診療所において、第1条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術^(注3)にかぎります。
- ① 入院中^(注4)に受けた手術の場合
入院保険金日額×10 = 手術保険金の額
- ② ①以外の手術の場合
入院保険金日額×5 = 手術保険金の額
- (注1) 入院した日数
1,000日を限度とします。
- (注2) 処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (注3) 1事故に基づく傷害について、1回の手術
1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
- (注4) 入院中
第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第7条(通院保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。
- 通院保険金日額×通院した日数^(注1) = 通院保険金の額
- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等の傷害を被った別表3の1. から3. までに掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等^(注2)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
- (3) 当社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。
- (注1) 通院した日数
90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (注2) ギプス等
ギプス、ギプスシーネ、ギプスチャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

第8条(介護保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表2の第1級から第3級までに掲げる後遺障害^(注1)が生じた場合^(注2)で、かつ、被保険者以外の医師の診断により重度後遺障害による要介護状態と認められるときは、要介護期間に対して、1年間につき、保険証券記載の介護保険金年額を、介護保険金として被保険者に支払います。要介護期間に1年未満の端日数があるときは、1

- 年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。
- (2) 当社は、いかなる場合においても、重度後遺障害による要介護状態でなくなった日以降の期間に対しては、介護保険金を支払いません。
- (3) 被保険者が介護保険金の支払を受けられる期間中にさらに介護保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては介護保険金を支払いません。

(注1) 別表2の第1級から第3級までに掲げる後遺障害

第5条(後遺障害保険金の支払)(2)の規定に基づき、これらの後遺障害に該当するとみなされるものを含みます。

(注2) 後遺障害^(注1)が生じた場合

- 第5条(後遺障害保険金の支払)(3)の①から④までの規定を適用する場合の保険金支払割合または同条(4)の規定を適用する場合の割合が別表2の第2級に対する保険金支払割合以上であるときを含みます。

第9条(死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合には、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 被害事故補償条項

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、次の①または②のいずれかに該当する事故^(注1)が保険期間中に発生し、その直接の結果として、被保険者が死亡することまたは被保険者に別表2の第1級から第4級に掲げる後遺障害が生じることによって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害^(注2)に対して、本章および第4章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故
- ② 運行中の自動車等に搭乗していない被保険者が、運行中の自動車等との衝突、接触等の交通事故または運行中の自動車等の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故により、その生命または身体を害される事故。ただし、その事故を生じさせた自動車等の運転者およびその他の搭乗者の全員が、被保険者の救護、警察への報告等の必要な措置を行わずにその事故の現場を去った場合にかぎります。

(注1) 次の①または②のいずれかに該当する事故

以下「被害事故」といいます。

(注2) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害
第5条(損害額の決定)に定める損害の額をいいます。以下本章において同様とします。

第2条(保険金を支払わない場合一その1)

- 当社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射線、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらに起因する事故
- ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質^(注2)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条(保険金を支払わない場合一その2)

- (1) 当社は、次の①から③までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害
- ③ 被保険者に対する刑の執行
- (2) 当社は、被保険者が頸(けい)部症候群^(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、被保険者が次の①から④までのいずれかに該当する行為を行った場合は、保険金を支払いません。
- ① 当該被害事故を教唆または補助する行為
- ② 当該被害事故を容認する行為
- ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等当該被害事故を誘発する行為
- ④ 当該被害事故に関連する著しく不正な行為
- (4) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、保険金を受け取るべき者が次の①から④までのいずれかに該当する行為を行った場合は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- ① 当該被害事故を教唆または補助する行為
- ② 当該被害事故を容認する行為
- ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等当該被害事故を誘発する行為
- ④ 当該被害事故に関連する著しく不正な行為

(注) 頸(けい)部症候群いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合一その3)

当社は、被害事故の発生時において、その被害事故を発生させた者が、次の

- ①から④までのいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の配偶者
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者の3親等内の親族
- ④ 被保険者の同居の親族

第5条(損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、被保険者が別表2の第1級から第4級に掲げる後遺障害または死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別表5に定める算定基準に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務がある場合において、上記の額が自賠責保険等によって支払われる金

- 額^(注)を下回るときは、自賠責保険等によって支払われる金額とします。
- (2) 賠償義務者がある場合は、保険金請求権者は、(1)の規定にかかわらず、当会社の同意を得て、(1)の区分ごとに別表5に定める算定基準に従い算出した金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを、当会社が保険金を支払うべき損害の額として、当会社に請求することができます。
- (3) (2)の場合は、第4章基本条項第24条(代位)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者がその賠償義務者に対して有する権利については、これを取得しません。
- (注) 自賠責保険等によって支払われる金額
自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

第6条(費用)

- 保険契約者または被保険者が支出した次の①および②の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。
- ① 第4章基本条項第17条(事故の通知)(3)の①に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ② 同条項第17条(3)の②に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
- (注) 費用
取入の喪失を含みません。

第7条(支払保険金の計算)

- (1) 1回の被害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の①の額から、②から⑧までの合計額を差し引いた額とします。ただし、保険金額を限度とします。
- ① 第5条(損害額の決定)(1)の規定により決定される損害の額および前条の費用
- ② 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定または支払われた金額
- ③ 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条(保険金を支払う場合)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額
- ④ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ⑤ 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合は、その給付される額^(注1)
- ⑥ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)によって給付が受けられる場合は、その給付される額
- ⑦ 第5条(損害額の決定)(1)の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑧ ②から⑦までのほか、第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために支払われるその他の給付^(注2)で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険金請求権者が、第5条(損害額の決定)(2)の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを請求した場合は、1回の被害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の①の額から、②から⑧までの合計額を差し引いた額とします。ただし、保険金額を限度とします。

- ① 第5条(損害額の決定)(2)の規定により決定される損害の額および前条の費用
- ② 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合は、その給付される額^(注1)
- ③ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律によって給付が受けられる場合は、その給付される額
- ④ 第5条(損害額の決定)(2)の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑤ ②から④までのほか、第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために支払われるその他の給付^(注2)で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額
- (注1) 給付される額
社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
- (注2) その他の給付
保険金および共済金を含みません。

第8条(他の身体の障害または疾病の影響等)

- (1) 被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の損害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の損害を被った後にその原因となった被害事故と関係なく発生した障害もしくは疾病の影響により同条の損害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する損害額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条(保険金を支払う場合)の損害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第4章 基本条項

第1条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時^(注1)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた事故^(注2)による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 初日の午後4時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。
- (注2) 事故
第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故または第3章被害事故補償条項第1条(保険金を支払う場合)の被害事故をいいます。以下本章において同様とします。

第2条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
- ③ 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場または保険契約締結時から5年を経過した場合

- (4) (2)の規定による解除が傷害または損害の原因となる事故の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した傷害または損害については適用しません。
- (注) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- ① 保険証券記載の職業または職務に就いていた被保険者がその職業または職務を変更すること。
- ② 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就くこと。
- ③ 保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめること。
- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率^(注1)が変更前料率^(注2)よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実^(注3)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率^(注2)の変更後料率^(注1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしなくて1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実^(注3)があった時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定は、職業または職務の変更の事実^(注3)に基づかず発生した傷害については適用しません。
- (5) (2)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実^(注3)が生じ、この保険契約の引受範囲^(注4)を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) (5)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実^(注3)が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (注1) 変更後料率
変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (注2) 変更前料率
変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3) 職業または職務の変更の事実
(1)の変更の事実をいいます。
- (注4) この保険契約の引受範囲
保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第4条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第5条(保険契約の無効)

- 次の①または②に掲げる事実のいずれかがあった場合は、保険契約は無効とします。
- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったとき。
- (注) 死亡保険金受取人を定める場合
被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第6条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

第7条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第8条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第9条(重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害または損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力^(注1)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力^(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力^(注1)を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力^(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるものほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注2)を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1)の③のア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が傷害または損害^(注3)の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害または損害^(注3)に対しては、当会社は、保険金^(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金^(注4)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

(注3) 傷害または損害

(2)の規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた傷害または損害をいいます。

(注4) 保険金

(2)の②の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の③のア。からオ。までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。

第10条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)の①または同条(1)の②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)の③のア。からオ。までのいずれかに該当する場合
 - ④ 前条(1)の④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者またはこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。
- (3) (1)の①の事由のある場合は、その被保険者は、(1)の規定にかかわらず当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合にかぎります。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第11条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第12条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）

(1) 次の①または②の場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当会社は、下表に従い、算出した額を返還または請求します。

区 分	保険料の返還または請求
① 第2条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
② 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注2）に対し、次の算式により算出した額を返還します。
	イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間に対し、次の算式により算出した額を請求します。
	変更後の保険料と変更前の保険料の差額 $\times \frac{\text{未経過月数}^{(注3)}}{\text{保険期間月数}^{(注3)}}$

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注4）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の①の規定により、当会社が追加保険料を請求する場合で、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)の②の規定により、当会社が追加保険料を請求する場合で、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注5）の変更後料率（注6）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (5) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社へ通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(1)の②の算式により算出した額を返還または請求します。
- (6) (5)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(注1) 職業または職務の変更の事実

第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)の変更の事実をいいます。

(注2) 職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、第3条(1)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(注3) 月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注4) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

(注5) 変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注6) 変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第13条（保険料の取扱い—無効の場合）

- (1) 第5条（保険契約の有効）①の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 第5条（保険契約の有効）②の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料の全額を返還します。

第14条（保険料の取扱い—失効の場合）

第6条（保険契約の失効）の規定により、この保険契約が失効となる場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注）により計算した保険料を差し引

き、その残額を返還します。ただし、第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険料を返還しません。

(注) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

第15条（保険料の取扱い—取消しの場合）

第7条（保険契約の取消し）の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第16条（保険料の取扱い—解除の場合）

- (1) 第2条（告知義務）(2)、第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(5)、第9条（重大事由による解除）(1)もしくは第12条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合または第8条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注1）により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。
- (2) 第9条（重大事由による解除）(2)の規定により、当会社がこの保険契約（注2）を解除した場合も、(1)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。
- (3) 第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約（注2）を解除した場合または同条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注2）を解除した場合も、(1)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。

(注1) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第17条（事故の通知）

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、①または②に掲げる内容につき、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

① 被保険者が第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合

事故発生の日時、場所、事故の概要および傷害の程度

② 第3章被害事故補償条項第1条（保険金を支払う場合）の被害事故の発生を知った場合

事故発生の日時、場所、事故の概要および身体の障害の程度

- (2) 第2章傷害条項における被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者は、(1)の②に該当する場合は次の①から⑤までの事項を履行しなければなりません。

① 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすること

② 被害事故によって生じた損害の発生および拡大の防止につとめること

③ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、ただちに当会社に通知すること

④ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること

⑤ ①から④までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出することおよびその他当会社が行う損害の調査に協力すること

- (4) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)、(2)または(3)の③から⑤までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が正当な理由がなく(3)の①または(3)の②の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (3)の①に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができた認められる額

② (3)の②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができた認められる損害の額

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第18条（被害事故発生時の義務）

- (1) 被保険者が、第3章被害事故補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損害を被った場合、賠償義務者がいるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の①から⑤までの事項を書面により当会社に通知しなければなりません。

① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係

② 対人賠償保険等の有無およびその内容

③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容

④ 保険金請求権者が、同条項第1条の請求に対して、賠償義務者、自賠償保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から支払われる損害賠償または損害賠償額がある場合は、その額

⑤ 被害事故の原因となった自動車等がある場合、その自動車等の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係

- (2) (1)のほか、保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定に違反した場合は、当会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (4) 保険契約者または保険金請求権者は、損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (5) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合は、当会社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できた認められる額を差し引いて保険金を支払います。

- (6) 当会社は、賠償義務者または第3章被害事故補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合は、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知することがあります。

第19条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第3章被害事故補償条項における保険金の支払に際し、保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第20条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。

区 分	保険金請求権発生の時	
① 第2章傷害条項に係る保険金	ア. 死亡保険金	被保険者が死亡した時
	イ. 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	ウ. 入院保険金	被保険者が被った第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または入院保険金の支払われる日数が1,000日に達した時のいずれか早い時
	エ. 手術保険金	被保険者が第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
	オ. 通院保険金	被保険者が被った第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した時のいずれか早い時
カ. 介護保険金	以下のいずれかに該当した日 (ア) 事故の発生の日からその日を含めて181日目 (イ) (ア)の日以降被保険者が継続して重度後遺障害による要介護状態にある場合は(ア)の日の1年ごとの応当日 (ウ) (ア)の日以降被保険者が重度後遺障害による要介護状態でなくなった日	
② 第3章被害事故補償条項に係る保険金	被保険者に別表2の第1級から第4級に掲げる後遺障害が生じた時または死亡した時	

(2) 被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、別表6に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 当会社は、事故の内容または傷害の程度もしくは損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 第3章被害事故補償条項に係る保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

(5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるとき被保険者の代理人がいなく、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族

(6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

(7) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または、(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 配偶者

第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎりません。

第21条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、傷害または損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度または損害の額^(注2)、事故と傷害または損害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、失効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、①の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数^(注3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者に対して通知するものとします。

① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注4) 180日

② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手

段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

保険価額を含みます。

(注3) 次の①から⑤までに掲げる日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第22条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、第17条(事故の通知)の通知または第20条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害または損害の程度その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案^(注1)のために要した費用^(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第23条 (時効)

保険金請求権は、第20条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条 (代位)

(1) 当会社が、第2章傷害条項の規定に従い保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

(2) 当会社が第3章被害事故補償条項第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害が生じたことにより保険金請求権者が保険金請求権者債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その保険金請求権者債権^(注)は当会社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

保険金請求権者債権^(注)の全額

② ①以外の場合

保険金請求権者債権^(注)の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(3) (2)の②の場合において、当会社に移転せずに保険金請求権者が引き続き有する保険金請求権者債権^(注)は、当会社に移転した保険金請求権者債権^(注)よりも優先して弁済されるものとします。

(4) 保険金請求権者は、(2)により取得した保険金請求権者債権^(注)を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 保険金請求権者債権

損害賠償請求権その他の債権をいい、第3章被害事故補償条項に係る保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を含みます。

第25条 (死亡保険金受取人の変更)

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合は、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。

(8) 死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人^(注)を死亡保険金受取人とします。

(9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

(注) 死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人

法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第26条 (保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第27条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第28条 (契約内容の登録)

(1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の①から⑥までの事項を一般社団法人日本損害保険協会（以下この条において「協会」といいます。）に登録します。

- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- ③ 死亡保険金受取人の氏名
- ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額および被保険者の同意の有無
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 当会社名

(2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にするができるものとします。

(3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にと以外に用いないものとします。

(4) 協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

(5) 保険契約者または被保険者は、本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第29条 (被保険者が複数の場合の取扱い)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。

第30条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第2章傷害条項第3条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等
山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2) 操縦^(注3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機^(注4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) 山岳登山
ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。

(注2) 航空機
グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 操縦
職務として操縦する場合を除きます。

(注4) 超軽量動力機
モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等を含みます。）を除きます。

別表2 後遺障害等級表

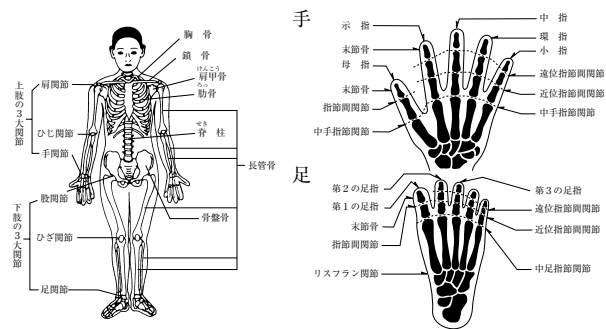
等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼（そ）しゃくおよび言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したものの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したものの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼（そ）しゃくまたは言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼（そ）しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの（手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したものの (7) 1下肢の用を全廃したものの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼（そ）しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの	50%

	(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊（せき）柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌（ぼう）に著しい醜状を残すもの (13) 両側の辜（こう）丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊（せき）柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5) 1下肢を5cm以上短縮したものの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄（さく）または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼（そ）しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したものの (16) 外貌（ぼう）に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で視視を残すもの (3) 咀嚼（そ）しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴（てつ）を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの (8) 1下肢を3cm以上短縮したものの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴（てつ）を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊（せき）柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴（てつ）を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したものの (5) 鎖骨、胸骨、肋（ろっ）骨、肩甲（けんこう）骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長骨管に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの	10%

	(10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したものの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したものの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌(ぼう)に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄(さく)または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したものの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもののまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 ギブス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊(せき)柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等(注)を装着した場合にかぎります。
3. 肋(ろっ)骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等(注)を装着した場合にかぎります。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊(せき)柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋(ろっ)骨・胸骨」については、別表2・注2の図に示すところによります。

(注) ギブス等

ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

別表4 介護が必要な状態

終日就床しており、かつ、次の1. および2. のいずれにも該当する状態をいいます。

1. 歩行の際に、補助用具(注)を用いても、下表の(1)の①から③までに規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。
2. 次の(ア)から(エ)のいずれかの行為の際に、補助用具(注)を用いても、それぞれ下表の(2)から(5)までに規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。
 - (ア) 食事
 - (イ) 排せつ
 - (ウ) 入浴
 - (エ) 衣類の着脱
 (注) 補助用具
義手、義足、車いす等をいいます。

<表>

(1) 歩行	① 両手両足をつけて這ったり、膝・尻をつけて進んだりできない。 ② 自分では寝返りおよびベッド上の小移動しかできない。 ③ 自分では全く移動することができない。
(2) 食事	① 食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。 ② 自分では全く食事ができない(身体障害により療養中であり、経口食は禁じられ点滴で栄養をとっている、または、流動食にかぎられている場合を含む)。
(3) 排せつ	① 自分では拭取りの始末ができない。 ② 自分では座位を保持することができない。 ③ かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。
(4) 入浴	① 医師から絶対安静を命じられているため、しびん等を使用している。 ② 自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。 ③ 自分では浴槽の出入りができない。 ④ 自分では全く入浴ができない。
(5) 衣類の着脱	衣類を工夫しても自分では全く手足を衣類に通せない。

別表5 第3章被害事故補償条項における保険金の算定基準

第1 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は別表2によります。

1. 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じる将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、下記の〈1〉および〈2〉に従い次の算式により計算します。

収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数
喪失率 × またはライブニッツ係数

(1) 被保険者区分別計算方法

(1) 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

A. 現実収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数

B. 年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

(2) 家事従事者および18歳以上の学生

年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

(3) 幼児および18歳未満の学生

18歳平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

(4) 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とします。

A. 18歳平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

B. 年齢別平均給与額の50% × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

(2) 収入額、労働能力喪失率・喪失期間、中間利息控除方法

上記〈1〉の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間および中間利息控除方法(新ホフマン係数・ライブニッツ係数)は、下記のとおりとします。

(1) 収入額

A. 現実収入額は、事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

B. 年齢別平均給与額および18歳平均給与額は、付表Iによります。

(2) 労働能力喪失率

付表IIに定める各等級に対応する労働能力喪失率を基礎に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。

(3) 労働能力喪失期間
労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。

(4) 新ホフマン係数・ライブニッツ係数

労働能力喪失期間(年数)に対応する新ホフマン係数およびライブニッツ係数は、付表IIIによります。

2. 精神的損害

後遺障害等級別に下記の金額を基準とします。

第1級	1,800万円
第2級	1,400万円
第3級	1,100万円
第4級	800万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する方で、父母、配偶者、子のいずれもいない場合は、第1級1,300万円、第2級1,100万円、第3級950万円とします。

3. 将来の介護料

将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、下記の〈1〉および〈2〉に従い次の算式により計算します。

介護料 × 介護期間に対応するライブニッツ係数

(1) 介護料

(1) 別表2の第1級(3)または(4)に該当する後遺障害の場合

1か月につき20万円とします。

(2) 別表2の第1級(3)および(4)を除きます。第2級または第3級(3)もしくは(4)に該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合

1か月につき10万円とします。

(2) 介護期間、中間利息控除方法(ライブニッツ係数)

(1) 介護期間

障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断、付表IVに定める平均余命等を勘案し決定します。

(2) ライブニッツ係数

介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数は付表IIIによります。

第2 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬儀費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度として実費を支払います。

2. 逸失利益

死亡により生じた将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、下記の〈1〉および〈2〉に従い次の算式により計算します。

(収入額 - 生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数またはライブニッツ係数

(1) 被保険者区分別計算方法

(1) 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

A. (現実収入額 - 生活費) × 就労可能年数に対応するライブニッツ係数

B. (年齢別平均給与額 - 生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(2) 家事従事者および18歳以上の学生

(年齢別平均給与額 - 生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(3) 幼児および18歳未満の学生

(18歳平均給与額 - 生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(4) 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とします。

A. (18歳平均給与額 - 生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

B. (年齢別平均給与額の50% - 生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(2) 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法

上記〈1〉の算式における収入額、生活費、就労可能年数および中間利息

控除方法（新ホフマン係数・ライプニッツ係数）は、下記のとおりとします。

- (1) 収入額
 - A. 現実収入額は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。
なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。
 - B. 年齢別平均給与額および18歳平均給与額は、付表Iによります。
- (2) 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。
なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた方をいいます。

 - A. 被扶養者がいない場合 50%
 - B. 被扶養者が1人の場合 40%
 - C. 被扶養者が2人の場合 35%
 - D. 被扶養者が3人以上の場合 30%
- (3) 就労可能年数

就労可能年数は、付表Vによります。
- (4) 新ホフマン係数・ライプニッツ係数

就労可能年数に対応する新ホフマン係数およびライプニッツ係数は、付表Vによります。

21	14.1038	12.8211	55	26.0723	18.6334
22	14.5800	13.1630	56	26.3354	18.6985
23	15.0451	13.4885	57	26.5952	18.7605
24	15.4997	13.7986	58	26.8516	18.8195
25	15.9441	14.0939	59	27.1047	18.8757
26	16.3789	14.3751	60	27.3547	18.9292
27	16.8044	14.6430	61	27.6017	18.9802
28	17.2211	14.8981	62	27.8456	19.0288
29	17.6293	15.1410	63	28.0865	19.0750
30	18.0293	15.3724	64	28.3246	19.1191
31	18.4214	15.5928	65	28.5599	19.1610
32	18.8060	15.8026	66	28.7925	19.2010
33	19.1834	16.0025	67	29.0224	19.2390
34	19.5538	16.1929			

(注) 幼児および18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合には、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす年齢（18歳とします。）までの年数に対応する係数を差し引き算出します。
(例) 10歳、労働能力喪失期間20年（新ホフマン係数）の場合
13.6160（20年の係数）-6.5886（8年の係数）=7.0274

付表IV 第17回生命表による平均余命（単位：年）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	75.92	75.30	74.36	73.40	72.43	71.45	70.47	69.49	68.51	67.52
女	81.90	81.25	80.30	79.33	78.35	77.37	76.38	75.39	74.40	73.41
男	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	66.53	65.54	64.55	63.56	62.57	61.58	60.60	59.63	58.67	57.72
女	72.42	71.43	70.44	69.44	68.45	67.46	66.47	65.49	64.50	63.52
男	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	56.77	55.81	54.86	53.90	52.94	51.98	51.02	50.05	49.09	48.12
女	62.54	61.56	60.57	59.59	58.61	57.63	56.65	55.67	54.69	53.71
男	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	47.16	46.20	45.23	44.27	43.31	42.35	41.39	40.43	39.48	38.53
女	52.73	51.75	50.77	49.79	48.82	47.84	46.87	45.90	44.93	43.96
男	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	37.58	36.64	35.70	34.77	33.84	32.92	32.00	31.09	30.19	29.29
女	43.00	42.04	41.08	40.12	39.17	38.22	37.27	36.32	35.38	34.44
男	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	28.40	27.51	26.63	25.76	24.90	24.06	23.22	22.40	21.60	20.80
女	33.51	32.58	31.66	30.73	29.81	28.90	27.99	27.08	26.18	25.28
男	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	20.01	19.24	18.47	17.71	16.96	16.22	15.48	14.76	14.04	13.34
女	24.39	23.51	22.63	21.75	20.89	20.03	19.17	18.33	17.50	16.68
男	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	12.66	11.99	11.33	10.70	10.09	9.50	8.93	8.38	7.85	7.35
女	15.87	15.08	14.30	13.53	12.79	12.06	11.35	10.66	9.99	9.34
男	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	6.88	6.43	6.02	5.63	5.27	4.93	4.60	4.30	4.01	3.75
女	8.72	8.14	7.58	7.06	6.56	6.10	5.66	5.25	4.87	4.51
男	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	3.51	3.28	3.06	2.86	2.68	2.50	2.34	2.19	2.04	1.91
女	4.18	3.88	3.60	3.34	3.10	2.88	2.68	2.49	2.31	2.15
男	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	1.79	1.67	1.56	1.46	1.37	1.28	1.20	1.12	1.05	0.98
女	2.00	1.86	1.74	1.62	1.51	1.40	1.31	1.22	1.14	1.06
男	110歳	111歳								
男	-	-								
女	0.99	0.92								

- (例) 1. 10歳男性の平均余命年数は、66.53年。
2. 40歳女性の平均余命年数は、43.00年。

付表V 死亡時の年齢別就労可能年数および新ホフマン係数・ライプニッツ係数表〔1〕18歳未満の者に適用する表

年 齢	幼児・学生・十分働く意思と能力を有している無職者			有職者		
	就労可能年数	新ホフマン係数	ライプニッツ係数	就労可能年数	新ホフマン係数	ライプニッツ係数
0	49	16.419	7.549	67	29.022	19.236
1	49	16.716	7.927	66	28.793	19.201
2	49	17.024	8.323	65	28.560	19.161
3	49	17.344	8.739	64	28.325	19.119
4	49	17.678	9.176	63	28.087	19.075
5	49	18.025	9.635	62	27.846	19.029
6	49	18.387	10.117	61	27.602	18.980
7	49	18.765	10.623	60	27.355	18.929
8	49	19.160	11.154	59	27.105	18.876
9	49	19.574	11.712	58	26.852	18.820
10	49	20.006	12.297	57	26.595	18.761
11	49	20.461	12.912	56	26.335	18.699
12	49	20.938	13.558	55	26.072	18.633
13	49	21.442	14.236	54	25.806	18.565
14	49	21.971	14.947	53	25.535	18.493
15	49	22.530	15.695	52	25.261	18.418
16	49	23.123	16.480	51	24.984	18.339
17	49	23.750	17.304	50	24.702	18.256

(注) 幼児・18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者（有職者・家事従事者、18歳以上の学生以外）における就労可能年数および新ホフマン係数・ライプニッツ係数は、下記（例）に準じて算出します。

付表I 年齢別平均給与額表（平均月額）

年齢	男子		女子		
	円	円	円	円	
全年齢平均給与額	425,800	261,000	43	491,900	279,300
18	185,800	165,000	44	498,700	278,500
19	201,200	173,000	45	505,500	277,800
20	222,600	191,500	46	512,200	277,000
21	244,000	210,100	47	519,000	276,200
22	265,400	228,600	48	521,000	275,400
23	279,900	237,200	49	522,900	274,500
24	294,300	245,800	50	524,800	273,700
25	308,800	254,400	51	526,800	272,800
26	323,300	263,000	52	528,700	271,900
27	337,700	271,600	53	521,200	269,900
28	350,700	275,600	54	513,600	267,800
29	363,700	279,600	55	506,100	265,700
30	376,700	283,600	56	498,500	263,600
31	389,700	287,500	57	491,000	261,600
32	402,700	291,500	58	469,000	256,900
33	412,400	291,100	59	447,100	252,300
34	422,200	290,600	60	425,100	247,600
35	431,900	290,200	61	403,200	243,000
36	441,600	289,800	62	381,300	238,400
37	451,300	289,300	63	371,900	237,300
38	458,100	287,500	64	362,600	236,200
39	464,900	285,600	65	353,300	235,100
40	471,600	283,800	66	343,900	234,000
41	478,400	281,900	67	334,600	232,900
42	485,200	280,000	68～	325,300	231,800

付表II 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100

付表III 新ホフマン係数およびライプニッツ係数

期間	新ホフマン係数	ライプニッツ係数	期間	新ホフマン係数	ライプニッツ係数
1	0.9523	0.9523	35	19.9174	16.3741
2	1.8614	1.8594	36	20.2745	16.5468
3	2.7310	2.7232	37	20.6254	16.7112
4	3.5643	3.5459	38	20.9702	16.8678
5	4.3643	4.3294	39	21.3092	17.0170
6	5.1336	5.0756	40	21.6426	17.1590
7	5.8743	5.7863	41	21.9704	17.2943
8	6.5886	6.4632	42	22.2930	17.4232
9	7.2782	7.1078	43	22.6105	17.5459
10	7.9449	7.7217	44	22.9230	17.6627
11	8.5901	8.3064	45	23.2307	17.7740
12	9.2151	8.8632	46	23.5337	17.8800
13	9.8211	9.3935	47	23.8322	17.9810
14	10.4094	9.8986	48	24.1263	18.0771
15	10.9808	10.3796	49	24.4162	18.1687
16	11.5363	10.8377	50	24.7019	18.2559
17	12.0769	11.2740	51	24.9836	18.3389
18	12.6032	11.6895	52	25.2614	18.4180
19	13.1160	12.0853	53	25.5353	18.4934
20	13.6160	12.4622	54	25.8056	18.5651

- (例) 3歳の幼児、新ホフマン係数の場合
 (1) 就労の終期(67歳)までの年数64年(67年-3年)に対応する係数 28.325
 (2) 就労の始期(18歳)までの年数15年(18年-3年)に対応する係数 10.981
 (3) 就労可能年数49年(64年-15年)
 (4) 適用する係数 17.344(28.325-10.981)

[2] 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	新ホフマン係数	ライブニッツ係数	年齢	就労可能年数	新ホフマン係数	ライブニッツ係数
18	49	24.416	18.169	58	11	8.590	8.306
19	48	24.126	18.077	59	11	8.590	8.306
20	47	23.832	17.981	60	11	8.590	8.306
21	46	23.534	17.880	61	10	7.945	7.722
22	45	23.231	17.774	62	10	7.945	7.722
23	44	22.923	17.663	63	9	7.278	7.108
24	43	22.611	17.546	64	9	7.278	7.108
25	42	22.293	17.423	65	9	7.278	7.108
26	41	21.970	17.294	66	8	6.589	6.463
27	40	21.643	17.159	67	8	6.589	6.463
28	39	21.309	17.017	68	8	6.589	6.463
29	38	20.970	16.868	69	7	5.874	5.786
30	37	20.625	16.711	70	7	5.874	5.786
31	36	20.275	16.547	71	6	5.134	5.076
32	35	19.917	16.374	72	6	5.134	5.076
33	34	19.554	16.193	73	6	5.134	5.076
34	33	19.183	16.003	74	6	5.134	5.076
35	32	18.806	15.803	75	5	4.364	4.329
36	31	18.421	15.593	76	5	4.364	4.329
37	30	18.029	15.372	77	5	4.364	4.329
38	29	17.629	15.141	78	4	3.564	3.546
39	28	17.221	14.898	79	4	3.564	3.546
40	27	16.804	14.643	80	4	3.564	3.546
41	26	16.379	14.375	81	4	3.564	3.546
42	25	15.944	14.094	82	4	3.564	3.546
43	24	15.500	13.799	83	3	2.731	2.723
44	23	15.045	13.489	84	3	2.731	2.723
45	22	14.580	13.163	85	3	2.731	2.723
46	21	14.104	12.821	86	3	2.731	2.723
47	20	13.616	12.462	87	3	2.731	2.723
48	19	13.116	12.085	88	3	2.731	2.723
49	18	12.603	11.690	89	2	1.861	1.859
50	17	12.077	11.274	90	2	1.861	1.859
51	16	11.536	10.838	91	2	1.861	1.859
52	15	10.981	10.380	92	2	1.861	1.859
53	14	10.409	9.899	93	2	1.861	1.859
54	13	9.821	9.394	94	2	1.861	1.859
55	13	9.821	9.394	95	2	1.861	1.859
56	12	9.215	8.863	96	2	1.861	1.859
57	12	9.215	8.863	97	2	1.861	1.859
				98	2	1.861	1.859
				99~	1	0.952	0.952

別表6 保険金請求書類

提出書類	保険金種類						
	死亡	障害後遺	入院	手術	通院	介護	第3章保険金
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○	○	○
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	○	○	○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○	○	○	○	○	○	○
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○		
8. 当会社の定める要介護状況報告書						○	
9. 要介護状態の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書および診療明細(当会社の定める様式とします。)						○	
10. 当社が被保険者の症状・治療内容等について被保険者以外の医師に照会し説明を求めることについての同意書						○	
11. 死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人)の印鑑証明書	○						○
12. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○	○	○
13. 被保険者の戸籍謄本	○						○
14. 法定相続人の戸籍謄本(死亡保険金受取人を定めなかった場合)	○						○
15. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○	○	○
16. その他当社が第4章基本条項第21条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めのもの	○	○	○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

就業中のみの危険補償特約

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間^(注)に被った傷害にかぎり、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

(注) 職業または職務に従事している間
通勤途上を含みます。

被害事故対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章被害事故補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

保険料分割払特約(一般団体用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第2条(保険料の払込み)

- 保険契約者は、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当社が承認した場合は、保険契約者は、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第3条(第1回分割保険料領収前の事故)

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。

- この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき
- この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき

第4条(第2回分割保険料不払の場合の特則)

- 保険契約者が分割保険料を口座振替によって払い込む場合、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第5条(分割保険料不払の場合の免責)

- 保険契約者が第2回以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合において、当会社は、次の①または②に該当するときは、保険金を支払いません。
 - その分割保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき
 - その分割保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき
- 保険契約者が①の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第6条(死亡保険金支払時の未払分割保険料の払込み)

普通保険約款第2章傷害条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い支払われる死亡保険金について、当社が1被保険者についてその保険金額を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払分割保険料^(注)の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 未払分割保険料
年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第7条(分割保険料不払の場合の解除)

- 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(以下「次回払込期日」といいます。)までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①のア.による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①のイ.による解除の場合は、次回払込期日

- 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第8条(保険料の取扱い)

次の①から⑥までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑥までの保険料を返還または請求します。

	事由	保険料の返還または請求方法
①	普通保険約款第4章基本条項第2条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	職業または職務の変更の事実 ^(注1) がある場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前料率 ^(注2) と変更後料率 ^(注3) との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

③	普通保険約款第4章基本条項第6条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効となった場合	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料 ^(注4) との差額を返還または請求します。ただし、普通保険約款第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、当会社はその保険金が支払われるべき被保険者に係る保険料は返還しません。
④	次のア. からキ. までのいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合 ア. 普通保険約款第4章基本条項第2条（告知義務）(2) イ. 同条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(5) ウ. 同条項第8条（保険契約者による保険契約の解除） エ. 同条項第9条（重大事由による解除）(1) オ. 同条項第9条(2) カ. 同条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(2) キ. 同条項第10条(3)	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料 ^(注4) との差額を返還または請求します。
⑤	前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。
⑥	①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (注1) 職業または職務の変更の事実
普通保険約款第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)の変更の事実をいいます。
(注2) 変更前料率
変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
(注3) 変更後料率
変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
(注4) 未払込分割保険料
年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条（返還保険料の取扱い）

- (1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の分割保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座^(注)への振込みによって保険料を返還することができるものとします。
(2) (1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。
(注) 指定口座
保険契約者の指定する口座をいいます。

第10条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、第6条（死亡保険金支払時の未払込分割保険料の払込み）の規定中「1被保険者について」を「1家族全員について」、「その保険金が支払われるべき被保険者」を「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

第11条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、第6条（死亡保険金支払時の未払込分割保険料の払込み）の規定中「1被保険者について」を「1夫婦全員について」、「その保険金が支払われるべき被保険者」を「その保険金が支払われるべきその夫婦」と読み替えて適用します。

第12条（家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、第6条（死亡保険金支払時の未払込分割保険料の払込み）の規定中「1被保険者について」を「1家族全員について」、「その保険金が支払われるべき被保険者」を「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

役員包括団体傷害保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第6条（保険料の精算）(1)の規定による通知に基づき、当会社の定めた方法で算出された保険料をいいます。
暫定保険料	当会社の定める方法により被保険者数および職種級別に基づいて算出した保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、保険契約者^(注)の構成員のうち、保険証券またはそれに付帯される明細書に記載の者となります。
(注) 保険契約者
事業者団体である場合は、その構成団体をいいます。

第3条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければならないとします。
(2) 普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第4条（書類の備付け）

保険契約者は、常に保険料を算出するために必要な書類を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第5条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額は、同一職名等の各被保険者について同一とし、1被保険者について保険証券記載の金額とします。

第6条（保険料の精算）

- (1) 保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、確定保険料を算出するために、当会社の定める事項について通知^(注)しなければなりません。
(2) 当会社は、確定保険料と既に領収した暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算します。
(3) (1)の規定による通知に脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額を削減して支払います。

$$\frac{\text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額}}{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額}} \times \text{実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した確定保険料} = \text{脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料}$$

- (4) (1)の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければならないとします。ただし、(3)の規定に基づいて保険料が支払われている場合を除きます。
(5) (3)の規定は、当会社が(3)の通知の故意または重大な過失による脱漏があることを知った時から(3)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または保険期間終了後から5年を経過した場合は適用しません。
(注) 通知
確定保険料を算出するために必要な書類等の提出を含みます。

第7条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第4章基本条項第20条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、事故が発生した時に、この保険契約の被保険者であったことを証明する書類を提出しなければなりません。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

保険料確定特約（役員包括団体傷害保険特約用）

第1条（役員包括団体傷害保険特約の読み替え）

当会社は、この特約により、役員包括団体傷害保険特約第3条（暫定保険料）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第3条（保険料）」

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に保険料^(注)を当会社に支払わなければならないとします。
(2) 普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料^(注)領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の保険料^(注)に適用するものとします。
(3) (1)の保険料^(注)とは、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または過去1年間の実績に基づいて、当会社の定める方法により算出した被保険者数および職種級別により算出したものをいいます。
(注) 保険料
保険証券記載の保険料をいいます。

第2条（役員包括団体傷害保険特約の適用除外）

当会社は、この特約により、役員包括団体傷害保険特約第6条（保険料の精算）の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および普通保険約款に付帯される他の特約の規定を準用します。

建設業者団体傷害総合保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第6条（保険料の精算）(1)の規定による通知に基づき、当会社の定めた方法で算出された保険料をいいます。
建設業	建設業法（昭和24年法律第100号）第1章第2条第2項にいう元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。
建設業者	建設業法第1章第2条第3項にいう同法第2章第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいいます。
暫定保険料	当会社の定める方法により被保険者数および職種級別に基づいて算出した保険証券記載の暫定保険料をいいます。
下請負人	建設業法第1章第2条第5項にいう建設業者と締結された下請契約における請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。

第2条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、建設業者の構成員ならびにその建設業者の下請負人およびその下請負人の構成員のうち保険証券またはそれに付帯される明細書に記載の者となります。

第3条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければならないとします。
(2) 普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第4条（帳簿の備付け）

保険契約者は、常に保険料を算出するために必要な書類を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第5条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額は同一職名等の各被保険者について同一とし、1被保険者について保険証券記載の金額とします。

第6条（保険料の精算）

- (1) 保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、確定保険料を算出するために、当会社の定める事項について通知^(注)しなければなりません。
(2) 当会社は、確定保険料と既に領収した暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算します。
(3) (1)の規定による通知に脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\frac{\text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額}}{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額}} \times \text{実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した確定保険料} = \text{脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料}$$

- (4) (1)の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(3)の規定に基づいて保険金が支払われている場合を除きます。
- (5) (3)の規定は、当社が(3)の通知の故意または重大な過失による脱漏があることを知った時から(3)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または保険期間終了の時から5年を経過した場合は適用しません。

(注) 通知
確定保険料を算出するために必要な書類等の提出を含みます。

第7条 (保険料分割払特約 (一般用) が付帯された場合の取扱い)
この特約が付帯された保険契約に保険料分割払特約 (一般用) が付帯された場合は、保険料分割払特約 (一般用) 第2条 (保険料の払込み) (2)を次のとおり読み替えて適用します。

「(2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当社が承認した場合は、保険契約者は、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行う際の最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。」

第8条 (保険金の請求)
被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第4章基本条項第20条 (保険金の請求) (2)に規定する書類のほか、事故が発生した時に、この保険契約の被保険者であったことを証明する書類を提出しなければなりません。

第9条 (準用規定)
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

保険料確定特約 (建設業者団体傷害総合保険特約)

第1条 (建設業者団体傷害総合保険特約の読み替え)
当社は、この特約により、建設業者団体傷害総合保険特約第3条 (暫定保険料) の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第3条 (保険料)

- 1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に保険料^(注)を当社に支払わなければなりません。
- 2) 普通保険約款第4章基本条項第1条 (保険責任の始期および終期) (3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料^(注)領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の保険料^(注)に適用するものとします。
- 3) (1)の保険料^(注)とは、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または過去1年間の実績に基づいて、当社の定める方法により算出した被保険者数および職種別により算出したものをいいます。

(注) 保険料
保険証券記載の保険料をいいます。

第2条 (建設業者団体傷害総合保険特約の適用除外)
当社は、この特約により、建設業者団体傷害総合保険特約第6条 (保険料の精算) の規定を適用しません。

第3条 (準用規定)
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および普通保険約款に付帯される他の特約の規定を準用します。

天災危険補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)
当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第2条 (保険金を支払わない場合—その1) (1)の⑩および⑫の規定にかかわらず、次の①または②に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い普通保険約款第2章傷害条項の保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② (1)の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条 (保険金の支払時期)
この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第4章基本条項第21条 (保険金の支払時期) (2)のほか、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が生じた場合は、当社は、請求完了日^(注)からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払うものとします。

(注) 請求完了日
被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款第4章基本条項第20条 (保険金の請求) (2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。

入院保険金支払限度日数変更特約

第1条 (用語の定義)
この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
入院保険金支払限度日数	普通保険約款第2章傷害条項第6条 (入院保険金および手術保険金の支払) に規定する入院保険金を支払う限度とする日数をいいます。

第2条 (入院保険金支払限度日数の変更)
当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第6条 (入院保険金および手術保険金の支払) の規定にかかわらず、入院保険金支払限度日数は保険証券記載の入院保険金支払限度日数とします。

第3条 (普通保険約款の読み替え)
この特約については、普通保険約款第4章基本条項第20条 (保険金の請求) (1)の①のウ。の規定中「入院保険金の支払われる日数が1,000日に達した時」とあるのは「入院保険金の支払われる日数が保険証券記載の入院保険金支払限度日数に達した時」と読み替えて適用します。

介護保険金対象外特約

当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第8条 (介護保険金の支払) の規定により支払われる介護保険金を支払いません。

死亡保険金対象外特約

当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第4条 (死亡保険金の支払) の規定により支払われる死亡保険金を支払いません。

後遺障害保険金対象外特約

当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第5条 (後遺障害保険金の支払) の規定により支払われる後遺障害保険金を支払いません。

入院保険金および手術保険金対象外特約

当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第6条 (入院保険金および手術保険金の支払) の規定により支払われる入院保険金および手術保険金を支払いません。

通院保険金対象外特約

当社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第7条 (通院保険金の支払) の規定により支払われる通院保険金を支払いません。

事業主費用補償特約

第1条 (用語の定義)
この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	第2条 (保険金を支払う場合) の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
普通保険約款等	普通保険約款または特約をいいます。
保険金	第2条 (保険金を支払う場合) に規定する保険金をいいます。
保険契約者	保険契約者が連合体である場合は、その構成員のうち、補償対象者が所属する組織または補償対象者と雇用関係のある事業主をいいます。
補償対象者	普通保険約款等の被保険者をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、この特約が付帯された普通保険約款等により死亡・後遺障害保険金^(注)を支払う場合は、保険契約者が臨時に負担する費用に対して、この特約および普通保険約款等の規定に従い、保険契約者に保険金を支払います。
- (2) (1)の費用とは、次の①から⑤までに該当する費用で、社会通念上妥当と認められる費用をいいます。ただし、死亡・後遺障害保険金^(注)の支払原因となった事故等の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用にかぎります。
 - ① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
 - ② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救護者費用
 - ③ 事故現場の清掃費用等の復旧費用
 - ④ 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用
 - ⑤ その他死亡・後遺障害保険金^(注)の支払事由に直接起因して負担した費用
- (3) (2)において、補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用は100万円を限度とします。

(注) 死亡・後遺障害保険金
死亡保険金または後遺障害保険金をいいます。

第3条 (保険金の支払額)
前条(1)の保険金の支払は、保険証券記載の事業主費用保険金額を限度とします。

第4条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、保険契約者が第2条 (保険金を支払う場合) による費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 保険契約者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までに掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 保険契約者が費用を支払ったことおよびその金額を証明する書類。ただし、次のア。およびイ。に掲げる金額の保険金請求分を除きます。
 - ア。死亡保険金を支払う場合……10万円
 - イ。後遺障害保険金を支払う場合
 - (ア) 後遺障害の程度による支払割合が70%以上の場合……5万円
 - (イ) 後遺障害の程度による支払割合が40%以上70%未満の場合……3万円
 - ④ 保険契約者の印鑑証明書
 - ⑤ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (保険金の請求を第三者に委任する場合)
 - ⑥ その他当社が第6条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 当社は、事故の内容および費用の額等に応じ、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) (2)または(3)の場合において、当社は、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して他の保険契約等に関する事実の有無および内容^(注)の確認を求めることができます。
- (5) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または、(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他
既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第2条 (保険金を支払う場合) (1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が(3)に規定する支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① この保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
 - ② 他保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合(3)に規定する支払限度額から、他保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- (3) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき金額とします。

第6条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、費用または傷害の有無の有無および補償対象者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支

- 払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額または傷害の程度、事故と費用または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について保険契約者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公的機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日
- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日
保険契約者が第4条(保険金の請求)(2)の規定による手続きを完了した日を行います。
- (注2) 次の①から⑤までに掲げる日数
①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会
弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) これに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第7条(代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより保険契約者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。
- ① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合
保険契約者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
保険契約者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当社に移転せずに保険契約者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第8条(時効)

この特約の保険金請求権は、第4条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第9条(普通保険約款等の適用除外)

普通保険約款等^(注)における保険金の請求、保険金の支払時期、他の保険契約等がある場合の保険金の支払額および代位の規定は適用しません。

(注) 普通保険約款等
この特約を除きます。

第10条(重大事由による解除に関する特則)

- 当社は、普通保険約款第19条(重大事由による解除)(2)、(3)、(注2)および(注3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。
- 「2) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注2)を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1)の③のア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
- ② 保険金を受け取るべき者が、(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が事故の生じた後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者等^(注3)が(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、(1)の③のア. からオ. までのいずれにも該当しない保険契約者等^(注3)に生じた費用については適用しません。
- (注2) 保険契約
(2)の①に該当する事由がある場合はその被保険者に係る部分、(2)の②に該当する事由がある場合はその保険金を受け取るべき者に係る部分にかぎります。
- (注3) 保険契約者等
保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。」

第11条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を適用します。

傷害医療費用保険金支払特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部負担金および一部負担金に相当する費用	公的医療保険制度を定める法令の規定により療養に要する費用において被保険者が負担する金額をいいます。

家事従事者	被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族 ^(注) の中で主たる者をいいます。 (注) 親族 被保険者本人を含みます。
公的医療保険制度	次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
傷害	普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い普通保険約款第2章傷害条項の保険金を支払うべき傷害をいいます。
先進医療	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
病院等	病院または診療所をいいます。
標準負担額	公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した入院時食事療養の食事療養標準負担額および入院時生活療養の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係る額をいいます。
ホームヘルパー	炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。
保険金	傷害医療費用保険金をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
労働者災害補償制度	次の①から⑤までのいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) ② 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号) ③ 裁判官の災害補償に関する法律(昭和35年法律第100号) ④ 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号) ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として医師^(注1)の治療を要した場合は、被保険者が負担した次の①から⑧までに掲げる費用で社会通念上妥当と認められる金額を保険金として被保険者に支払います。
- ① 公的医療保険制度に規定する一部負担金および一部負担金に相当する費用ならびに標準負担額
- ② 医師^(注1)の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担した一般室との差額^(注2)
- ③ 家事従事者である被保険者が入院している期間中に雇い入れたホームヘルパーの雇入費用^(注3)
- ④ 入院のために必要とした次のア. からウ. までに掲げる費用
ア. 病院等までの交通費
イ. 医師^(注1)が必要と認めた転院のために必要とした病院等までの交通費
ウ. 医師^(注1)が必要と認めた退院のために必要とした病院等から住居までの交通費
- ⑤ 被保険者が入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養および生活療養のうち食事の提供に要する費用
- ⑥ 先進医療に要する費用。ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費^(注4)を除きます。
- ⑦ 先進医療を受けるために必要とした次のア. からウ. までに掲げる費用
ア. 病院等までの交通費
イ. 医師^(注1)が必要と認めた転院のために必要とした交通費
ウ. 医師^(注1)が必要と認めた退院のために必要とした病院等から住居までの交通費
- ⑧ その他特段の事情により生じた費用のうち社会通念上妥当と認められる費用
- (2) 当社が支払うべき保険金の額は、(1)に掲げる費用の総額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

(注1) 医師

被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この特約において同様とします。

(注2) 一般室との差額

いわゆる「差額ベッド代」をいいます。

(注3) ホームヘルパーの雇入費用

1日につき1名分の費用にかぎります。また、ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。

(注4) 保険外併用療養費

保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。

第3条(保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い普通保険約款第2章傷害条項の保険金を支払わない傷害に対する費用のほか、次の①から⑤までに掲げる費用についても保険金を支払いません。この場合において、既に①から⑤までに掲げる費用について保険金が支払われていた場合は、当社は、その費用に相当する金額の返還を請求できます。

- ① 事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した日の属する月の翌月1日以降の費用
- ② 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により給付の対象となる費用
- ③ 公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付^(注1)により負担される費用
- ④ 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金により負担される費用
- ⑤ 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付^(注2)により負担される費用
(注1) 支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付
いわゆる「附加給付」をいいます。
(注2) その他の給付

他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を除きます。

第4条 (事故の発生)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が発生したことを知った場合は、次の①から④までに掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 第2条(1)のいずれかの費用が発生した日からその日を含めて30日以内に事故発生の日時、場所、事故の概要および傷害の程度を当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。
 - ② 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ③ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容^(注)について遅滞なく当社に通知すること。
 - ④ ①から③までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の①から④までに規定する義務を違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)の①、③または④の規定に違反した場合は、当社が被った損害の額
 - ② (1)の②の規定に違反した場合は、当社が他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができた認められる額
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第5条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する費用を負担した時から発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑬までに掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当社の定める傷害状況報告書
 - ④ 公の機関^(注1)の事故証明書
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書
 - ⑦ 入院日数または通院日数を記載した病院等の証明書類
 - ⑧ 診療報酬明細書
 - ⑨ 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用したことを示す書類
 - ⑩ 保険金の支払を受けようとする第2条(保険金を支払う場合)(1)の①から⑧までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の領収書またはその支出を証明する書類
 - ⑪ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑫ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
 - ⑬ その他当社が第7条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるとき被保険者の代理人がいなく、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注2)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者^(注2)または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容および費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 公の機関
やむを得ない場合は、第三者とします。
- (注2) 配偶者
普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が同条の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合第2条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約の免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- 第7条 (保険金の支払時期)**
- (1) 当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、費用または傷害の発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額または傷害の程度、事故と費用または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において

定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとし
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日
被保険者または保険金を受け取るべき者が第5条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 次の①から④までに掲げる日数
①から④までの複数の場合に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会
弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) これに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第8条 (代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の①から⑧までの費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当社に移転せずに保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
- 第9条 (普通保険約款の適用除外)**
この特約が適用される場合は、普通保険約款に掲げる次の①から③までの規定は適用しません。
- ① 第2章傷害条項第4条(死亡保険金の支払)から第9条(死亡の推定)まで
 - ② 第3章被害事故補償条項
 - ③ 第4章基本条項第17条(事故の通知)から第21条(保険金の支払時期)まで、第24条(代位)および第25条(死亡保険金受取人の変更)

第10条 (普通保険約款の読み替え)

- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に係る通知義務)(2)の規定中「変更前料率^(注2)の変更後料率^(注1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。」とあるのを「変更前料率^(注2)により計算した保険料について変更後料率^(注1)で契約することができる傷害医療費用保険金額を保険証券記載の傷害医療費用保険金額として、保険金を支払います。」
 - ② 同条項第22条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)の規定中「第20条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合」とあるのを「この特約第5条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合」
 - ③ 同条項第23条(時効)の規定中「第20条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのを「この特約第5条(保険金の請求)(1)に定める時」

第11条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

入院保険金および通院保険金の14日間2倍支払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通院保険金支払事由	普通保険約款第2章傷害条項第7条(通院保険金の支払)(1)または(2)に規定する通院保険金の支払事由をいいます。
入院保険金支払事由	普通保険約款第2章傷害条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)(1)に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、この特約により、被保険者が入院保険金支払事由または通院保険金支払事由に該当した場合は、次の①または②に定める期間に対して、次の算式によって算出した額を普通保険約款第2章傷害条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)の入院保険金または同条項第7条(通院保険金の支払)の通院保険金として被保険者に支払います。
- ① 入院保険金支払事由に該当した期間の最初の14日間^(注1)
普通保険約款第2章傷害条項第6条
(1)から(3)までの規定により支払われ × 2 = 入院保険金の額
入院保険金
 - ② 通院保険金支払事由に該当した日数の最初の14日^(注2)
普通保険約款第2章傷害条項第7条 × 2 = 通院保険金の額
の規定により支払われる通院保険金
- (2) 入院保険金支払事由に該当した被保険者が、入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、(1)の①の規定に該当した入院保険金の2倍の額を支払うべき期間は、最初の入院保険金支払事由に該当した日から起算するとします。

- (3) 同一の事故により入院保険金支払事由および通院保険金支払事由のいずれにも該当した場合は、次の①または②に定める方法により取り扱います。
- ① 入院保険金支払事由に該当した期間が14日間以上の場合は、通院保険金については①の規定を適用しません。
- ② 入院保険金支払事由に該当した期間が14日間未満の場合は、(1)の②の規定により通院保険金を支払う日数は、14日から入院保険金支払事由に該当した期間を差し引いた残りの日数を限度とします。
- (注1) 入院保険金支払事由に該当した期間の最初の14日間
入院保険金支払事由に該当した期間が14日間未満の場合は、入院保険金支払事由に該当した期間とします。
- (注2) 通院保険金支払事由に該当した日数の最初の14日
通院保険金支払事由に該当した日数が14日間未満の場合は、通院保険金支払事由に該当した日数とします。

入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通院保険金支払事由	普通保険約款第2章傷害条項第7条(通院保険金の支払)(1)または(2)に規定する通院保険金の支払事由をいいます。
入院保険金支払事由	普通保険約款第2章傷害条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)(1)に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者が入院保険金支払事由または通院保険金支払事由に該当した場合は、次の①または②に定める期間に対して、次の算式によって算出した額を普通保険約款第2章傷害条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)の入院保険金または同条項第7条(通院保険金の支払)の通院保険金として被保険者に支払います。
- ① 入院保険金支払事由に該当した期間の最初の7日間^(注1)
普通保険約款第2章傷害条項第6条
(1)から(3)までの規定により支払われ × 2 = 入院保険金の額
る入院保険金
- ② 通院保険金支払事由に該当した日数の最初の7日^(注2)
普通保険約款第2章傷害条項第7条
× 2 = 通院保険金の額
る通院保険金
- (2) 入院保険金支払事由に該当した被保険者が、入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、(1)の①の規定により入院保険金の2倍の額を支払うべき期間は、最初の入院保険金支払事由に該当した日から起算するものとします。
- (3) 同一の事故により入院保険金支払事由および通院保険金支払事由のいずれにも該当した場合は、次の①または②に定める方法により取り扱います。
- ① 入院保険金支払事由に該当した期間が7日間以上の場合は、通院保険金については①の規定を適用しません。
- ② 入院保険金支払事由に該当した期間が7日間未満の場合は、(1)の②の規定により通院保険金を支払う日数は、7日から入院保険金支払事由に該当した期間を差し引いた残りの日数を限度とします。
- (注1) 入院保険金支払事由に該当した期間の最初の7日間
入院保険金支払事由に該当した期間が7日間未満の場合は、入院保険金支払事由に該当した期間とします。
- (注2) 通院保険金支払事由に該当した日数の最初の7日
通院保険金支払事由に該当した日数が7日間未満の場合は、通院保険金支払事由に該当した日数とします。

企業等の災害補償規定等特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
遺族補償額	災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。
企業等	保険契約者または保険契約者以外で被保険者と雇用関係等一定の関係にある企業等をいいます。
災害補償規定等	企業等が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。
受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。

第2条 (死亡保険金の支払)

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款または付帯された他の特約の規定にかかわらず、企業等を死亡保険金受取人とします。
- (2) (1)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款または付帯された他の特約の規定に従います。ただし、次の①から③までに掲げる金額^(注1)を限度とします。
- ① 保険金の請求書類が次条①の場合
遺族補償額の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額
- ② 保険金の請求書類が次条②の場合
受給者が企業等から受領した金銭の額
- ③ 保険金の請求書類が次条③の場合
企業等が受給者へ支払った金銭の額
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、企業等が次条①から③までに掲げる書類を提出できない場合は、当会社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (4) (3)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款または付帯された他の特約の規定に従います。ただし、遺族補償額^(注2)を限度とします。
- (注1) 次の①から③までに掲げる金額
災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額とします。
- (注2) 遺族補償額
災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額とします。

第3条 (保険金の請求)

企業等が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款または付帯された他の特約に定められた書類のほか、次の①から③までに掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- ② 受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類
- ③ 企業等が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

第4条 (保険料の返還)

第2条(死亡保険金の支払)(2)のただし書または同条(4)のただし書により死亡

保険金の支払額を減額する場合は、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款または付帯された他の特約の規定を準用します。

保険金の支払先に関する特約

第1条 (保険金の支払先)

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第5条(後遺障害保険金の支払)から第7条(通院保険金の支払)までの規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 当会社は、この特約により、この特約が付帯された保険契約に付帯されている他の特約の規定にかかわらず、他の特約において被保険者に支払う旨が規定されている下欄記載の保険金についても(1)の死亡保険金受取人に支払います。

この特約が付帯された保険契約に付帯されている他の特約のうち、次の特約に規定する保険金
傷害医療費用保険金支払特約、休業保険金支払特約

第2条 (普通保険約款の適用除外)

この特約においては、普通保険約款第4章基本条項第25条(死亡保険金受取人の変更)(9)の規定は適用しません。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

業務上の熱中症等補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害には、業務に起因して生じた症状を含むものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。
- (2) (1)の業務に起因して生じた症状は、被保険者の業務遂行に伴って発生した別表に掲げる保険金支払の対象となる症状のうち、次の①から③までの要件をすべて満たすものをいいます。
- ① 偶然かつ外来によるもの
- ② 労働環境に起因するもの
- ③ その原因が時間的および場所的に確認できるもの
ただし、疲労の蓄積もしくは老化によるものは除きます。
- (3) 業務に起因して生じた症状の発症の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。
- (4) 業務に起因して生じた症状については、その発症を事故とし、被保険者以外の医師の診断による発症の日を事故の発生の日として普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約を適用します。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 保険金支払の対象となる症状

外因の分類項目	分類コード	具体的な症状の例
熱および光線の作用	T 67	熱射病 日射病
気圧または水圧の作用	T 70	潜函病<減圧症>
低酸素環境への閉じ込め	W 81	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症
高圧、低圧および気圧の変化への曝露	W 94	深い潜水からの浮上による潜水病

(注) 分類コードおよび外因の分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

休業保険金支払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
休業一時金	別表に定める休業一時金をいいます。
休業保険契約	この特約が付帯された保険契約をいいます。
継続契約	休業保険契約の保険期間の終了時 ^(注) を保険期間の開始時とする休業保険契約をいいます。 (注) 保険期間の終了時 その休業保険契約が終了前に解除されていた場合はその解除時をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいい、この期間に対しては休業保険金を支払いません。ただし、支払対象外期間には「就業不能」の定義中の①および②の日数を算入しません。
就業不能	被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時に就いていた業務または職務を果たす能力をまったく失っている状態をいいます。ただし、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、就業不能とはなりません。 ① 被保険者が第2条(1)の傷害を被った時に就いていた業務または職務の一部に従事した場合 ② 被保険者がその教育、訓練または経験により習得した能力に相当する①と異なる業務または職務に従事した場合 ③ 被保険者の就業不能の原因となった傷害が治癒したと医師 ^(注) の診断にもとづき当会社が認定した日以降 ④ 被保険者が死亡した日以降 (注) 医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この特約において同様とします。
傷害	普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い普通保険約款第2章傷害条項の保険金を支払うべき傷害をいいます。

初年度契約	継続契約以外のこの特約が付帯された休業保険契約をいいます。
対象期間	当社が休業保険金を支払う限度日数で、支払対象外期間終了日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
平均所得日額	被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被った時に就いていた業務または職務を遂行することにより得られるいっさいの報酬 ^(注) から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除した額とし、その直前12か月間に得ていた合計を365で除した額をいいます。 (注) いっさいの報酬 いかなる賃金、賞与、臨時給与等名目および給付条件かを問いません。
保険金	休業保険金または休業一時金をいいます。
保険金日額	保険証券記載の休業保険金日額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合は、この特約に従い、休業保険金を支払います。
- (2) 保険期間が始まった後であっても、次の①から③までのいずれかに該当する就業不能に対しては、当社は、保険金を支払いません。
- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った傷害による就業不能
 - ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
 - ③ 被保険者が傷害を被った時が、その傷害を被った時の休業保険契約の保険期間の開始時から、その休業保険契約の保険料を領収した時までの期間中であつた場合は、その傷害によってその休業保険契約の継続契約の保険期間中に始まった就業不能

第3条（被保険者の定義）

この特約における被保険者は、普通保険約款第1章用語の定義条項に規定する被保険者およびその他保険証券記載の者となります。

第4条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 当社は、被保険者が保険期間中に就業不能となった場合にかぎり、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能の原因となった傷害を被った時が保険期間の開始日より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能の原因となった傷害を被った時が、初年度契約の保険期間の開始日より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

第5条（保険金の支払）

- (1) 当社は、支払対象外期間を超えた就業不能期間に対し、被保険者に休業保険金を支払います。
- (2) (1)の休業保険金は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{保険金日額} \times \text{就業不能期間の日数} = \text{休業保険金の額}$$
- (3) (2)に規定する休業保険金の計算にあたって、平均所得日額が保険金日額より小さい場合は、平均所得日額を(2)の算式の保険金日額として算出します。
- (4) 当社は、いかなる場合においても、対象期間を経過した後の期間に対しては、保険金を支払いません。

第6条（就業不能の再発の取扱い）

- (1) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、被保険者が、その就業不能の原因となった傷害によって再び就業不能となった場合は、当社は再発した就業不能に対しても休業保険金を支払います。ただし、再発した就業不能に対しては新たに支払対象外期間および対象期間を適用しません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、支払対象外期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に、被保険者が、その就業不能の原因となった傷害によって再び就業不能となった場合は、当社は再発した就業不能に対しては休業保険金を支払いません。

第7条（就業不能の重複）

被保険者が休業保険金の支払を受けられる期間内にさらに休業保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、その重複する期間に対して重ねて休業保険金を支払いません。この場合において、後の傷害についてはその事故の発生の日に就業不能をきたしたものとみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。

第8条（保険金日額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金日額が保険期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均日額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、当社にその通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、直前12か月における被保険者の所得の平均日額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、通知するときの直前12か月における被保険者の所得の平均日額に至るまでの減額を請求することができます。

第9条（保険料の取扱い—保険金日額の調整の場合）

- (1) 前条(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合は、当社は、保険契約締結時に遡(さかのぼ)って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 前条(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合は、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し月割^(注)によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
(注) 月割
1か月に満たない期間は1か月とします。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）の就業不能に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、保険金を支払うべき就業不能期間が重複し、それぞれの保険契約において支払う就業不能期間1日に相当する支払責任額の合計額が平均所得日額を超えるときは、当社は、次に定める額を休業保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② この保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
平均所得日額から、他の保険契約等から就業不能期間1日につき支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第11条（休業一時金の支払）

- (1) 被保険者の被った傷害が別表に掲げる項目に該当する場合で、かつ被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)に規定する休業保険金の代わりとして休業一時金の支払を選んだときは、当社は休業一時金を被保険者に支払います。ただし、1事故による傷害について1種類にかぎります。なお、この場合、前条の規定は適用しません。

- (2) 被保険者が、休業一時金の支払を受けようとする場合は、事故の発生の日からその日を含めて60日以内にその旨を当社に通知しなければなりません。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、次条(2)の規定に基づき、当社が既に休業保険金の内払を行っている場合は、休業一時金を選ぶことはできません。

第12条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当社の請求権は、次の①から④までのいずれかに該当した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- ① 就業不能が終了した日^(注1)
 - ② 就業不能の期間が対象期間を超えて継続した場合は、対象期間の末日
 - ③ 被保険者が、対象期間の初日から対象期間の末日までの就業不能中に死亡した場合は、被保険者が死亡した日
 - ④ 前条(1)の規定により休業一時金を請求する場合は、別表に掲げる項目に該当する傷害を被った日

- (2) 就業不能期間が1か月以上継続する場合は、当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出によって、1か月以上の月単位により休業保険金の内払を行います。この場合、(1)の規定にかかわらず、保険金請求権は、就業不能期間が1か月に達した日ごとに発生し、これを行使用することができるものとします。
- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 公の機関^(注2)の事故証明書
 - ④ 就業不能を証明する医師の診断書
 - ⑤ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑥ 所得を証明する書類
 - ⑦ その他当社が第13条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (4) (2)の規定により休業保険金の内払を請求する場合は、(3)に規定する書類のほか、被保険者は1か月ごとに就業不能が継続していることを証明する書類を当社に提出しなければなりません。
- (5) 当社は、身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)もしくは(4)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるときは、被保険者の代理人^(注3)がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注3)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者^(注3)または②以外の3親等内の親族
- (7) (6)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または、(3)から(6)までの書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 就業不能が終了した日

(1)の②から④までのいずれかに該当する場合を除きます。

(注2) 公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

(注3) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第13条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、就業不能発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、傷害と就業不能との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等^(注2)の有無および内容、損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもので無効および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するために、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次の①から④までに掲げる日数

①から④までの複数の場合に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第14条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第15条 (普通保険約款の適用除外)

- (1) この特約においては、次の①から③までの普通保険約款の規定は、適用しません。
- ① 第2章傷害条項第4条(死亡保険金の支払)から第9条(死亡の推定)まで
 - ② 第3章被害事故補償条項
 - ③ 第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)の②および③、第5条(保険料の無効)②、第13条(保険料の取扱い—無効の場合)②、第18条(被害事故発生時の義務)から第21条(保険金の支払時期)まで、第24条(代位)、第25条(死亡保険金受取人の変更)、第27条(保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)
- (2) この特約においては、普通保険約款第4章基本条項第12条(保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(3)および(4)の規定は適用せず、次条の各特別を適用します。

第16条 (特則)

- (1) 普通保険約款第4章基本条項第12条(保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(1)の①の規定による追加保険料を請求する場合で、同条(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 普通保険約款第4章基本条項第12条(保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(1)の②のウ。の規定による追加保険料を請求する場合で、同条(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、次の①または②のいずれかに該当する就業不能については、変更前料率の変更後料率に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- ① 普通保険約款第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)の事由が生じた時から、追加保険料を領取した時までの期間中に被った傷害による就業不能
 - ② 同条項第3条(1)の事由が生じた時から、追加保険料を領取した時までの期間中に始まった就業不能

第17条 (普通保険約款の読み替え)

- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第4章基本条項第2条(告知義務)(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した」とあるのは「対象期間が開始した」
 - ② 同条項第23条(時効)の規定中「第20条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第12条(保険金の請求)(1)に定める時」

第18条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表

休業一時金の額	
休業保険金日額1,000円に対する休業一時金の額を次のとおりとします。 休業保険金日額が1,000円を超え、または1,000円に満たない場合は、1,000円に対する休業保険金日額の割合によって計算した金額とします。	
次の部分の完全脱臼	
股関節	84,000円
膝関節(膝蓋骨の脱臼を除きます。)	42,000円
リスフラン関節	42,000円
足関節	42,000円
手関節	37,800円
肘関節	28,000円
肩関節	21,000円
中手指節関節または指関節	7,000円
中足指節関節または趾関節	7,000円
次の部分の完全骨折	
頭骨	91,000円
大腿骨	84,000円
上腕骨	84,000円
骨盤	70,000円
肩甲骨	56,000円
脛骨または腓骨	56,000円
膝蓋骨	56,000円
鎖骨	42,000円
尺骨または桡骨	42,000円
足骨(趾骨を除きます。)	35,000円
手骨(指骨を除きます。)	35,000円
下顎骨(歯槽突起を除きます。)	21,000円
肋骨、指骨または趾骨	14,000円

保険料確定特約 (包括契約に関する特約用)

第1条 (包括契約に関する特約の読み替え)

当社は、この特約により、包括契約に関する特約第2条(暫定保険料)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第2条(保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または過去1年間の被保険者数^(注1)、その他の当社の定める事項に基づき当会社が算出した、保険料^(注2)を当社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第4章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料^(注2)領取前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の保険料^(注2)に適用するものとします。
- (注1) 最近の会計年度または過去1年間の被保険者数
初年度契約の場合は、被保険者となるべき者の人数をいいます。
- (注2) 保険料
保険証券記載の保険料をいいます。

第2条 (包括契約に関する特約の適用除外)

当社は、この特約により、包括契約に関する特約第4条(通知)および第5条(確定保険料)の規定を適用しません。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および普通保険約款に付帯される他の特約の規定を準用します。

被保険者の変更に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
災害補償規定等	企業 ^(注1) が従業員等の業務中および業務外の災害に対し、従業員等またはその遺族への補償を行う旨を定めた規定 ^(注2) をいいます。 (注1) 企業 個人事業主を含みます。 (注2) 規定 就業規則、労働協約、その他これに準ずる規則に基づく災害補償、遺族補償及び業務外の傷病扶助に関する規定またはこれに準ずる規定をいいます。
補償対象者	保険証券記載の補償対象者をいいます。

第2条 (被保険者の変更)

- (1) 当社は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定にかかわらず、「被保険者」とあるのを「補償対象者」と読み替えて適用します。
- (2) 当社は、この特約が付帯された保険契約の被保険者を、災害補償規定等に基づいて、補償対象者またはその遺族に対して補償金等の支払責任を負担する保険契約者^(注)とします。
- (注) 保険契約者
保険契約者が連合体である場合は、その構成員をいいます。

第3条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が被る損害^(注)に対して、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い保険金を支払います。

(注) 損害
補償対象者が普通保険約款第2章傷害条項第2条(保険金を支払う場合)

- (1)の規定に定める傷害を被った場合に、被保険者が災害補償規定等に基づいて、補償対象者またはその遺族に対して補償金等の支払責任を負担することによって被る損害をいいます。普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定においても同様とします。

第4条 (保険金の支払先)

当社は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定にかかわらず、第2条(被保険者の変更)(2)に定める被保険者に保険金を支払うものとします。

第5条 (被保険者の義務)

- (1) 被保険者は、損害に対して支払われた保険金の全額を、補償対象者またはその遺族に支払わなければならないとします。
- (2) (1)の規定に違反した場合は、被保険者は、既に受領した保険金のうち補償対象者またはその遺族に支払われなかった部分を当社に返還しなければならないとします。

第6条 (保険金の請求)

被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款またはこれに付帯された他の特約に定められた書類のほか、次の①から③までに掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

- ① 補償対象者またはその遺族が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- ② 補償対象者またはその遺族が被保険者から金銭を受領したことを証する書類
- ③ 被保険者が補償対象者またはその遺族に金銭を支払ったことを証する書類

第7条 (普通保険約款の適用除外)

この特約の規定が適用される場合は、普通保険約款第4章基本条項第5条(保険料の無効)②、第9条(重大事由による解除)(1)の④および(2)の②、第10条(被保険者による保険契約の解除請求)および第25条(死亡保険金受取人の変更)の規定は適用しません。

第8条 (普通保険約款等の読み替え)

この特約については、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 普通保険約款第4章基本条項第2条(告知義務)および第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのを「保険契約者」と読み替えます。
- (2) 普通保険約款第4章基本条項第19条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定を次のとおり読み替えます。

「第19条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 災害補償規定等に基づいて保険金を支払う他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、災害補償規定等に基づいて支払うべき補償金等の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
災害補償規定等に基づいて支払うべき補償金等の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- (3) 普通保険約款第4章基本条項第24条(代位)(1)の規定を次のとおり読み替えます。

「(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (注) 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条 (重大事由による解除に関する特則)

保険契約者または被保険者が、普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)の③のア。からオ。までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)の③のア。からオ。までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第10条 (他の特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に次の①から⑤までの特約が付帯された場合は、これらの特約およびこれらの特約が準用する普通保険約款部分に対しては、この特約の規定を適用しません。

- ① 労災認定に基づく脳・心疾患等補償特約
- ② 労災認定に基づく使用者賠償責任補償特約
- ③ 天災危険補償特約（労災認定に基づく使用者賠償責任補償特約用）
- ④ 死亡のみ補償特約（労災認定に基づく使用者賠償責任補償特約用）
- ⑤ 事業主費用補償特約

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

労働災害総合保険普通保険約款

第1章 法定外補償条項

第1条（保険金を支払う場合—その1）

- (1) 当会社は、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の被用者（以下「被用者」といいます。）が業務上の事由により被った身体の障害について、次の①または②の金額を、この法定外補償条項および第3章基本条項の規定に従い、保険金（死亡補償保険金、後遺障害補償保険金または休業補償保険金をいいます。この章において以下同様とします。）として被保険者に支払います。
- ① 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額のうち、別表に定める金額
 - ② 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、被保険者が被用者またはその遺族に支払うものとして別表に定める金額
- (2) (1)の保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合にきがるものとし、別表における身体の障害区分については、労災保険法等による決定に従うものとします。

第2条（保険金を支払う場合—その2）

- (1) 同一の被用者が被った身体の障害について当会社が支払う休業補償保険金は、1,092日分を限度とします。
- (2) 当会社は、同一の被用者が被った身体の障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払は行わず、いずれか高い金額を限度とします。

第3条（被用者への支払義務）

- (1) 被保険者は、第1条（保険金を支払う場合—その1）により受領した保険金の全額を、被用者またはその遺族に支払わなければなりません。
- (2) (1)の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した保険金のうち被用者またはその遺族に支払われなかった部分を当会社に返還しなければなりません。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害（これらの事由によって発生または拡大した身体の障害を含みます。）については、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。）またはこれらの事業場の責任者の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注)
 - ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。この号において以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- (注) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (2) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。
- ① 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
 - ② 風土病による身体の障害
 - ③ 職業性疾病による身体の障害

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。
- ① 被用者の故意、または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
 - ② 被用者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間にその被用者本人が被った身体の障害
 - ③ 被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害
- (2) 当会社は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条第1項または船員法（昭和22年法律第100号）第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する法定外補償金については、保険金を支払いません。

別表 保険金額表 [用途]

支払方式	定額方式 (定額で支払が行われる方式)	定率方式 (平均賃金を基礎として 支払いが行われる方式)
身体の障害 区分と保険金の種類		
(死亡補償保険金) 死亡	被用者1名につき 万円	被用者1名につき 日分
(後遺障害補償保険金) 後遺障害	1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級 11級 12級 13級 14級	
(休業補償保険金) 負傷・疾病（休業）	休業し、賃金を受けない日の 第4日目以降の期間に対し 1日につき 円	休業し、賃金を受けない日の 第4日目以降の期間に対し 1日につき %

本表は、第1章法定外補償条項の別表として用いるほか、第1章に付帯される特約条項の別表としても用い、いずれの目的に使用されているかについては〔用途〕欄に定めます。

第2章 使用者賠償責任条項

第1条（保険金を支払う場合—損害賠償金）

- (1) 当会社は、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の被用者（以下「被用者」といいます。）が業務上の事由により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額（以下「損害賠償責任額」といいます。）が、次の①から③までに掲げる金額の合算額を超える場合にきがり、その超過額（以下「正味損害賠償金額」といいます。）のみを、この使用者賠償責任条項および第3章基本条項の規定に従い、賠償保険金として被保険者に支払います。
- ① 労災保険法等により給付されるべき金額（この金額には「特別支給金」を含みません。）
 - ② 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
 - ③ 次のアまたはイの金額
 - ア. 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額
 - イ. 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、第1章法定外補償条項により支払われる金額（同一の被保険者について他の労働災害総合保険契約が締結されている場合には、その保険契約の第1章法定外補償条項により支払われる保険金の金額を含みます。）
- (2) (1)の賠償保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合にきがるものとします。

第2条（保険金を支払う場合—費用）

- 当会社は、前条の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する次の①から④までに掲げる費用を、この使用者賠償責任条項および第3章基本条項の規定に従い、費用保険金として被保険者に支払います。
- ① 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
 - ② 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
 - ③ 第3章基本条項第17条（損害賠償責任解決の特則）(1)の規定により被保険者が当会社の求めに応じ、協力するために要した費用
 - ④ 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、第3章基本条項第16条（災害の発生）③の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用

第3条（保険金の支払限度額）

- (1) 当会社が、被保険者に支払う本章第1条（保険金を支払う場合—損害賠償金）の賠償保険金の額は、1回の災害について、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載のてん補限度額（この条において以下「てん補限度額」といいます。）を限度とします。

$$\text{正味損害賠償金額} - \text{賠償証券記載の免責金額} = \text{賠償保険金の額}$$

- (2) 当会社が、被保険者に支払う前条の費用保険金の額は、前条①から④までの費用の全額とします。ただし、前条①および②の費用については、正味損害賠償金額が1回の災害に適用するてん補限度額を超える場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を費用保険金として、支払います。

$$\text{前条①および②の費用の額} \times \frac{\text{てん補限度額}}{\text{正味損害賠償金額}} = \text{前条①および②の費用についての費用保険金の額}$$

- (3) (1)および(2)にいう「1回の災害」とは、発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。

第4条（年金給付の場合の調整）

- 労災保険法等により給付される額が年金をもって定められている場合は、その年金部分については、次の①または②の額をもって、本章第1条（保険金を支払う場合—損害賠償金）(1)①の金額とします。ただし、労災保険法等の受給権者が受給すべき年金の総額から次の①または②の額を控除した残額の全部または一部が被保険者の損害賠償の履行にあたり考慮された場合には、その考慮された部分に相当する年金の額を次の①または②の額に加算した額をもって同条①(1)の金額とします。
- ① 労災保険法等の受給権者がその年金にかかる前払一時金（以下「前払一時金」といいます。）の給付を請求することができるときには、被保険者の損害賠償責任額が確定した時に、労災保険法等により被保険者が損害賠償の履行を猶予されている金額および年金または前払一時金の支給により損害賠償責任の負担を免れた金額の合計額
 - ② ①以外の場合においては、労災保険法等の受給権者が、被保険者の損害賠償責任額が確定した時までに既に受領した年金の総額

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害（これらの事由によって発生または拡大した身体の障害を含みます。）については、保険金（賠償保険金または費用保険金をいいます。この章において以下同様とします。）を支払いません。
- ① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの事業場責任者の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注)
 - ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。この号において以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- (注) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (2) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。
- ① 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
 - ② 風土病による身体の障害
 - ③ 職業性疾病による身体の障害

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、次の①または②の損害賠償金または費用については、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用
 - ② 被保険者が個人事業主の場合には、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用
- (2) 当会社は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条第1項または船員法（昭和22年法律第100号）第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、労災保険法等によって給付を行った被保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額については保険金を支払いません。

第3章 基本条項

第1条（用語の定義）

この普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約条項等において使用される用語の定義は、次のとおりとします。ただし、この保険契約に適用される特約条項等において、別途用語の説明がある場合は、その定義に従います。

用語	定義
① 労災保険法等	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）もしくは船員保険法（昭和14年法律第73号）またはその他日本の労働災害補償法をいいます。
② 身体の障害	負傷または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（身体の一部を失い、またはその機能に重大な影響を永久に残した状態をいいます。）または死を含みます。
③ 災害	被用者が、業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。
④ 職業性疾病	労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたって業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
⑤ 法定外補償規定	被用者に対し、労災保険法等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
⑥ 賃金	賃金、給料、手当、賞与その他いかなる名称であっても、労働の対償として被用者が受けるものをいいます。
⑦ 賃金総額	労働者災害補償保険法適用事業については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第11条にいう賃金総額をいい、船員保険法適用事業については同法第69条にいう標準報酬月額に保険期間中の日数を乗じた額の合算額をいいます。
⑧ 平均賃金	労働者災害補償保険法適用事業については、同法第8条にいう給付基礎日額をいい、船員保険法適用事業については、同法第69条にいう標準報酬日額をいいます。
⑨ 被用者	保険証券記載の事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者のうち保険証券に記載された者をいいます。
⑩ 平均被用者数	保険期間内の毎月一定日の被用者人数の累計を保険期間内の月数で除して算定された人数をいいます。
⑪ 暫定保険料	ア. 保険料が賃金を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に対して保険期間中に支払う賃金総額の見込額に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。 イ. 保険料が被用者数を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用する保険期間中の平均被用者数の見込数に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。
⑫ 保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
⑬ 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

- 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- 当会社は、身体の障害が(1)の保険期間中に生じた場合にかぎり保険金（第1章法定外補償条項および第2章使用者賠償責任条項の保険金をいいます。この章において以下同様とします。）を支払います。
- 保険期間が始まった後であっても、当会社は、暫定保険料が払い込まれる前に生じた身体の障害については、保険金を支払いません。

第3条（保険責任のおよぶ範囲）

当会社は、保険証券に別段の記載のないかぎり、被保険者が労災保険法等の施行地内において行う事業に従事する被用者の身体の障害についてのみ保険金を支払います。

第4条（告知義務）

- 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書（付属する明細書等の書類がある場合には、これらの書類を含みます。以下「保険契約申込書等」といいます。）に記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。
 - (2)の事実がなくなった場合
 - 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げたことを助けた場合を含みます。）
 - 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき身体の障害が発生する前に、保険契約申込書等の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結したと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結時の翌日から起算して5年を経過した場合
- (2)の事実が、当会社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。
- (2)の規定による解除が、当会社が保険金を支払うべき身体の障害の発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。この規定は、本章第10条（保険契約解除の効力）の規定とはかわりありません。
- (5)の規定は、(2)の事実に基づかずに発生した身体の障害については適用しません。

第5条（通知義務）

- 保険契約締結の後、次の①または②の事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この規定を適用しません。
 - 保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。ただし、他の保険契約等に関する事実は除きます。
 - 法定外補償規定の新設または変更
- (1)の事実がある場合（(4)ただし書の規定に該当する場合は除きます。）は、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌

- 日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。
- (1)の事実を知った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた身体の障害については、保険金を支払いません。ただし、(1)③の事実が発生した場合において、変更後の暫定保険料が変更前の暫定保険料より高くなかったときはまたは(1)②の事実が発生したときは、この規定は適用しません。
 - (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した身体の障害については適用しません。

第6条（調査）

- 当会社は、保険期間中いつでも保険契約者または被保険者の事業場、災害防止のための安全衛生に関する施設および労働条件等の調査を行うことができます。
- (1)の調査の際、不備があると認められた場合は、当会社は、その不備の改善を保険契約者または被保険者に請求することができます。
- 保険契約者または被保険者が、相当の理由なく(1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)の規定は、(3)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

第7条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第8条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第9条（保険契約の解除）

- 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - 保険契約者または被保険者が、当会社に対するこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として被用者に身体の障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
 - 反社会的勢力^(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - 反社会的勢力^(注)を不当に利用していると認められること。
 - 法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - その他反社会的勢力^(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
(注) 反社会的勢力

第10条（保険契約の効力）

- 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- (1)または(2)の規定による解除が身体の障害の発生した後になされた場合であっても、第10条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した身体の障害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- 第1章法定外補償条項について、保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。
- 第2章使用者賠償責任条項について、保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
 - (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
- 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第10条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向ってのみその効力を生じます。

第11条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

- 次の①から③までの場合において、変更前の暫定保険料と変更後の暫定保険料に差額が生じるときは、当会社は、下表およびこの保険契約に適用される特約条項の規定に従い算出した額を返還または請求します。

区分	返還保険料・請求保険料
① 本章第4条（告知義務）(3)③の承認をする場合	変更前の暫定保険料と変更後の暫定保険料との差額を返還または請求します。
② 本章第5条（通知義務）(1)の承認をする場合	ア. 保険料が賃金を基礎とする場合 変更が生じた時から保険期間が満了する時までの期間に対応する変更後の暫定保険料と変更前の暫定保険料との差額を返還または請求します。 イ. 保険料が被用者数を基礎とする場合
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	(ア) 変更後の暫定保険料が変更前の暫定保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 変更前の暫定保険料と変更後の暫定保険料の差額 × $\left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注)}}{\text{保険期間月数}^{(注)}}\right)$ (イ) 変更後の暫定保険料が変更前の暫定保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 変更前の暫定保険料と変更後の暫定保険料の差額 × $\frac{\text{未経過月数}^{(注)}}{\text{保険期間月数}^{(注)}}$ (注) 月数 1か月に満たない期間は1か月とします。

- 当会社は、保険契約者が(1)①または②の追加保険料の支払を怠った場合（当会

社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (1)①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、本章第5条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した身体の障害については、この規定を適用しません。

(4) (1)③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払いを怠ったときは、当会社は、追加保険料額取前に生じた身体の障害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項の規定に従い、保険金を支払います。

第12条（保険料の精算）

- 保険契約者または被保険者は、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- 当会社は保険期間中および保険期間終了後1年間は、いつでも、保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類、帳簿等を閲覧することができます。
- 当会社は、(1)および(2)の資料、書類、帳簿等に基づき、確定された保険期間中の賃金総額、または平均被用者数に所定の保険料率を適用して算出された保険料（この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合はその最低保険料）と既に払い込まれた暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算します。

第13条（保険料の返還—無効または取消した場合）

本章第7条（保険契約の無効）または同第8条（保険契約の取消し）の規定により保険契約が無効または取消しとなる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第14条（保険料の精算の特則—失効または解除の場合）

保険契約が失効または解除となる場合は、当会社は、下表およびこの保険契約に適用される特約条項の規定に従い算出した額を返還または請求します。

区分	返還保険料・請求保険料
① 保険契約が失効となる場合	ア. 保険料が賃金を基礎とする場合 既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に支払った賃金総額に基づき算出した保険料 ^(注1) と既に払い込まれた暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。 イ. 保険料が被用者数を基礎とする場合 既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用する平均被用者数に基づき既経過月数 ^(注2) の保険期間月数 ^(注2) に対する割合によって算出した保険料 ^(注1) と既に払い込まれた暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。 (注1) 保険料 解除の場合において、この保険契約で定められた最低保険料に達しないときはその最低保険料とします。 (注2) 月数 1か月に満たない期間は1か月とします。
② 本章第4条（告知義務）(2)、第5条（通知義務）(2)、第6条（調査）(3)、第9条（保険契約の解除）(1)または第11条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	
③ 本章第9条(6)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合	

第15条（保険金計算の特則）

当会社は、保険金を支払う場合において、既に払い込まれた暫定保険料が、相当の理由なく、災害発生時に算定した保険期間中の賃金総額見込または平均被用者数見込に所定の保険料率を適用して得られた保険料（この条において以下「災害発生時算定保険料」といいます。）より低いときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払うことができます。

$$\frac{\text{この条の規定を適用する前の保険金の額}}{\text{既払い込まれた暫定保険料}} \times \text{災害発生時算定保険料} = \text{保険金の額}$$

第16条（災害の発生）

保険契約者または被保険者は、災害が発生したことを知った場合は、下表①から⑦までの「災害発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由なくこれらの規定に違反した場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

災害発生時の義務	差し引く金額
① 次の事項を遅滞なく書面で当会社に通知すること。 ア. 災害発生の日時、場所および状況ならびに身体の障害を被った被用者の住所、氏名および身体の障害の程度 イ. 損害賠償の請求 ^(注1) を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額
② 身体の障害の発生または拡大の防止のために自己の費用で必要な措置を講ずること。	身体の障害の発生または拡大を防止することによって、被保険者が負担を免れることができた認められる額
③ 被保険者が第三者に対して、損害賠償の請求 ^(注1) をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができた認められる額
④ 損害賠償の請求 ^(注1) の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被用者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑤ 損害賠償の請求 ^(注1) についての訴訟を提起し、または提起された場合は、直ちに書面により当会社に通知すること。	
⑥ 他の保険契約等の有無および内容 ^(注2) について、遅滞なく当会社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額
⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、また当会社が行う災害および被用者の身体の障害に関する調査に協力すること。	

- (注1) 損害賠償の請求
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第17条（損害賠償責任解決の特則）

- 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって、自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- 被保険者が、相当の理由なく(1)の協力に応じない場合は、当会社は、それによって、当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第18条（保険金の請求）

- 当会社に対する保険金請求権は、次の①または②の時からそれぞれ発生しこれを行使することができます。
 - 第1章法定外補償条項の保険金については、同章第1条（保険金を支払う場合—その1）(1)に定める金額について被保険者の支払が確定した時
 - 第2章使用者賠償責任条項の保険金については、次のアおよびイの時
 - 同章第1条（保険金を支払う場合—損害賠償金）(1)の賠償保険金については、損害賠償金額が判決、和解、仲裁、調停または書面による合意によって、被保険者と損害賠償請求権者との間で確定した時
 - 同章第2条（保険金を支払う場合—費用）の費用保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および保険証券に次の①から⑧までに掲げる書類のうち、当会社が求めるものを添えて当会社に提出しなければなりません。
 - 労災保険法等の給付請求書（写）
 - 労災保険法等の支給決定通知書（写）
 - 被用者の死亡にともなう保険金請求の場合には、死亡診断書または死体検案書
 - 被用者の後遺障害にともなう保険金請求の場合には、障害の程度を証明する医師の診断書
 - 被用者の休業にともなう保険金請求の場合には、被保険者の休業証明書（賃金不払を証するもの）
 - 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定（写）
 - 賠償保険金および費用保険金請求の場合には、損害賠償金額および費用を証明する書類
 - その他当会社が本章第21条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

第19条（被用者への支払を証する書類）

- 当会社が第1章法定外補償条項の規定に基づき法定外補償保険金を支払った場合において被保険者が法定外補償規定を定めていないときは、被保険者は被用者またはその遺族の補償金受領書を、保険金を受領した日以降遅滞なく当会社に提出しなければなりません。
- 保険契約者または被保険者が(1)の書類に故意に事実と異なることを記載し、もしくは事実を記載しなかった場合、その書類を偽造もしくは変造した場合または(1)の義務に違反した場合は、被保険者は、既に受領した保険金のうち、これによって当会社が被った損害の額に相当する額を当会社に返還しなければなりません。

第20条（時効）

保険金請求権は、本章第18条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第21条（保険金の支払時期）

- 当会社は、被保険者が第18条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日（この条において以下「請求完了日」といいます。）からその日を含まず30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、災害の原因、災害発生状況、身体の障害の発生の有無および被保険者に該当する事実
 - 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - 保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体の障害の程度および身体の障害の事由
 - 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および債権、被用者の身体の障害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (1)の確認をするため、次の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表の①から⑥までに掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 同一の災害により身体の障害を被った被用者が多数となる場合等または損害賠償請求の内容または根拠が判例または事例に鑑み特殊である場合等において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

- (3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥まで

に掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第22条（他の保険契約等がある場合—法定外補償条項）

- (1) 第1章法定外補償条項につき他の保険契約等がある場合であっても、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、保険金の種類ごとに被保険者負担の額^(注2)以下のときは、当会社は、この保険契約の支払責任額^(注1)をこの保険契約により支払うべき保険金の額とします。
- (2) 第1章法定外補償条項につき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、保険金の種類ごとに被保険者負担の額^(注2)を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額をこの保険契約により支払うべき保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	被保険者負担の額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 被保険者負担の額

被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、法定外補償規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額をいい、被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、被用者またはその遺族に支払われる補償金の額をいいます。この場合において、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用があるときは、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第23条（他の保険契約等がある場合—使用者賠償責任条項）

- (1) 第2章使用者賠償責任条項につき他の保険契約等がある場合であっても、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、保険金の種類ごとに被保険者負担の額^(注2)以下のときは、当会社は、この保険契約の支払責任額^(注1)をこの保険契約により支払うべき保険金の額とします。
- (2) 第2章使用者賠償責任条項につき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、保険金の種類ごとに被保険者負担の額^(注2)を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額をこの保険契約により支払うべき保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	被保険者負担の額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 被保険者負担の額

被保険者が負担した第2章使用者賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合—損害賠償金）(1)に掲げる正味損害賠償金および同章第2条（保険金を支払う場合—費用）①から④までの費用の額をいい、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第24条（代位）

(1) 被用者の身体の障害について被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注1)を取得した場合において、当会社がその身体の障害に関する被保険者負担^(注2)に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②の額を限度とします。

- ① 当会社が被保険者負担^(注2)の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない被保険者負担^(注2)の額を差し引いた額

(注1) 損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。以下同様とします。

(注2) 被保険者負担

被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、法定外補償規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額ならびに第2章使用者賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合—損害賠償金）(1)に掲げる正味損害賠償金および同章第2条（保険金を支払う場合—費用）①から④までの費用をいい、被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、被用者またはその遺族に支払われる補償金の額ならびに同章第1条(1)に掲げる正味損害賠償金および同章第2条①から④までの費用をいいます。

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第25条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者^(注1)は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注2)について、先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2章使用者賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合—損害賠償金）(1)の賠償保険金を支払います。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者^(注1)に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者^(注1)に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者^(注1)に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者^(注1)に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者^(注1)が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者^(注1)に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者^(注1)に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者^(注1)が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者^(注1)が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権^(注2)は、損害賠償請求権者^(注1)以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注2)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注1) 損害賠償請求権者

被用者の身体の障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。

(注2) 保険金請求権

第2章使用者賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合—損害賠償金）の賠償保険金に対する保険金請求権にかぎります。

第26条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第27条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

保険料分割払特約条項（大口用）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割追加保険料	分割して払い込む各回の追加保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第1条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。

(2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当会社が承認した場合は、保険契約者は、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第2条（第1回分割保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、前条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた身体の障害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（第2回分割保険料不払の場合の特例）

(1) 保険契約者が分割保険料を口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

(2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第4条（追加保険料の分割払）

当会社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、当会社の定めるところにより、分割して払い込むことができます。この場合、第2回以降の分割追加保険料については、当会社が保険料の請求を行った日以後到来する払込期日に分割保険料とあわせて払い込まなければなりません。

第5条（分割保険料および分割追加保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料または分割追加保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた身体の障害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が①の分割保険料または分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失があったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

第6条（追加保険料の払込み）

(1) 当会社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額または第1回分割追加保険料を遅滞なく払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) 第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた身体の障害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

① 同条の表の①に該当する場合は、保険期間の初日

② 同条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が発生した時

(4) 保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた身体の障害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯される他の特約条項に従い、保険金を支払います。

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第7条（分割保険料または分割追加保険料不払の場合の解除）

(1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみの効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合
--------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 解除の効力が生じる時	ア. ①アによる解除の場合は、その分割保険料または分割追加保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①イによる解除の場合は、次回払込期日
--------------	----------------------------------------------------------------------

(2) 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第8条 (保険料の取扱い)

次の①から⑤までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤までの保険料を返還または請求します。

事由	保険料の返還または請求方法
① 普通保険約款第3章基本条項第4条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要がある場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
② 普通保険約款第5条(通知義務)(1)の通知に基づいて、保険料率を変更する必要がある場合	既に払い込まれた分割保険料と失効または解除の日までの期間に対する保険料(注)との差額を返還または請求します。
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	(注) 失効または解除の日までの期間に対する保険料解除の場合において、この保険契約で定められた最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。
④ この保険契約が失効または解除(注)となった場合 (注) 解除 前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合を除きます。	既に払い込まれた分割保険料と失効または解除の日までの期間に対する保険料(注)との差額を返還または請求します。
⑤ 前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

第9条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約条項の規定を準用します。

保険料の確定に関する特約条項(労働災害総合保険用)

第1条 (用語の定義)

(1) 労働災害総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第3章基本条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、この保険契約において次の①および②に掲げる用語については、それぞれ次の定義に従うものとします。ただし、この保険契約に建設業包括契約用特約条項(下請負人担保)または建設業包括契約用特約条項(下請負人担保)が付帯されている場合には、この規定を適用しません。

- ① 平均被用者数
保険契約締結時に把握可能な最近の労働保険年度(1年間)の毎月一定日の被用者人数の累計を12で除して算定された人数をいいます。
 - ② 保険料
ア. 保険料が賃金を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用する被用者に対して保険契約締結時に把握可能な最近の労働保険年度(1年間)に支払った賃金総額に、所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。
イ. 保険料が被用者数を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用した保険契約締結時に把握可能な最近の労働保険年度(1年間)の平均被用者数に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。
- (2) この特約条項において(1)の労働保険年度とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第2条第4項に定める保険年度とします。

第2条 (有期事業に関する規定)

- (1) 当社は、この保険契約に建設業包括契約用特約条項(下請負人担保)または建設業包括契約用特約条項(下請負人担保)が付帯されている場合には、普通保険約款第3章基本条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、この保険契約において次の①から③までに掲げる用語については、それぞれ次の定義に従うものとします。
 - ① 賃金総額
保険契約締結時に把握可能な最近の営業年度(1年間)において、被保険者が保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に対して支払った賃金の総額をいいます。
 - ② 平均被用者数
①において規定された賃金総額を当社の定める1人あたり平均賃金で除して得られる人数をいいます。
 - ③ 保険料
ア. 保険料が賃金を基礎とする場合には、本条(1)①に規定する賃金総額に所定の保険料率を適用して得たものをいいます。
イ. 保険料が被用者数を基礎とする場合には、本条(1)②に規定する平均被用者数に所定の保険料率を適用して得たものをいいます。
- (2) (1)の場合において、建設業包括契約用特約条項(下請負人担保)および建設業包括契約用特約条項(下請負人担保)の規定は次の①から⑤までのとおり読み替えます。
 - ① 「賃金総額の見込額」は「賃金総額」
 - ② 「平均被用者数の見込数」は「平均被用者数」
 - ③ 「保険期間中の完成工事高の見込額」は「被保険者の把握可能な最近の営業年度(1年間)の完成工事高」
 - ④ 「対象工事にかかわる賃金総額の見込額」は「被保険者の把握可能な最近の営業年度(1年間)における対象工事にかかわる賃金総額」
 - ⑤ 建設業包括契約用特約条項(下請負人担保)および建設業包括契約用特約条項(下請負人担保)でいう「暫定保険料」は「保険料」

第3条 (保険料の返還-失効の場合)

当社は、普通保険約款第3章基本条項第14条(保険料精算の特則-失効または解除の場合)の規定にかかわらず、この保険契約が失効となる場合は、当社は、次の算式により計算した保険料を保険契約者に返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注)}}{\text{保険期間月数}^{(注)}}\right)$$

(注) 月数
1か月に満たない期間は1か月とします。

第4条 (保険料の返還-解除の場合)

当社は、普通保険約款第3章基本条項第14条(保険料精算の特則-失効または解除の場合)の規定にかかわらず、この保険契約が解除となった場合の保険料の返還について、次の①および②の規定に従うものとします。

- ① 普通保険約款第3章基本条項第4条(告知義務)(2)、第5条(通知義務)(2)、第6条(調査)(3)、第9条(保険契約の解除)(1)または第11条(保険料の返還

または請求-告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当社は、次の算式により計算した保険料を保険契約者に返還します。

ただし、既に払い込まれた保険料と返還する保険料を差し引いた額は、この保険契約で定められた最低保険料を下回らないものとします。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注)}}{\text{保険期間月数}^{(注)}}\right)$$

(注) 月数
1か月に満たない期間は1か月とします。

- ② 普通保険約款第3章基本条項第9条(保険契約の解除)(6)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、次の算式により計算した保険料を保険契約者に返還します。ただし、既に払い込まれた保険料と返還する保険料を差し引いた額は、この保険契約で定められた最低保険料を下回らないものとします。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注)}}{\text{保険期間月数}^{(注)}}\right)$$

(注) 月数
1か月に満たない期間は1か月とします。

第5条 (確定精算の省略)

この保険契約において、当社は、普通保険約款第3章基本条項第12条(保険料の精算)(1)および(3)、建設業包括契約用特約条項(下請負人担保)第5条(保険料の確定・精算)ならびに建設業包括契約用特約条項(下請負人担保)第4条(保険料の確定・精算)の規定を適用しません。

第6条 (読み替え規定)

当社は、普通保険約款の規定中、「暫定保険料」とあるのを「保険料」と読み替えて適用します。

第7条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

用語の読み替えに関する特約条項(日本商工会議所用)

第1条 (用語の定義)

この保険契約において「売上高」とは、決算書(損益計算書)記載の営業収益のうち、保険証券記載の事業における営業収益をいいます。

第2条 (読み替え規定)

この特約条項の適用については、労働災害総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第3章基本条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条(用語の定義) ①アを次のとおり読み替えます。
 - 「① 暫定保険料
ア. 保険料が売上高を基礎とする場合には、保険証券記載の事業場における売上高の見込額に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。」
 - ②第12条(保険料の精算)(3)を次のとおり読み替えます。
「(3)当社は、(1)および(2)の資料、書類、帳簿等に基づき、保険契約終了時における把握可能な被保険者の最近の営業年度(1年間)の売上高総額(保険契約終了時における把握可能な被保険者の最近の営業年度(1年間)の売上高総額が把握できない場合は、保険期間中の売上高総額)に所定の保険料率を適用して算出された保険料(この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合はその最低保険料)と既に払い込まれた暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算します。」
 - ③第14条(保険料の精算の特則-失効または解除の場合)を次のとおり読み替えます。
「第14条(保険料の精算の特則-失効または解除の場合)
保険契約が失効または解除となる場合は、当社は、下表およびこの保険契約に適用される特約の規定に従い算出した額を返還または請求します。

区分	返還保険料・請求保険料
① 保険契約が失効となる場合	保険料が売上高を基礎とする場合 既経過期間中の売上高に基づき算出した保険料(注)と既に払い込まれた暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。
② 本章第4条(告知義務)(2)、第5条(通知義務)(2)、第6条(調査)(3)、第9条(保険契約の解除)(1)または第11条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	(注) 保険料 解除の場合において、この保険契約で定められた最低保険料に達しないときはその最低保険料とします。
③ 本章第9条(6)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合	

- ④ 第15条(保険金計算の特則)を次のとおり読み替えます。
「第15条(保険金計算の特則)
当社は、保険金を支払う場合において、既に払い込まれた暫定保険料が、相当の理由なく、災害発生時に算定した保険期間中の売上高見込に所定の保険料率を適用して得られた保険料(この条において以下「災害発生時算定保険料」といいます。)より低いときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払うことができます。

$$\text{この条の規定を適用する前の保険金の額} \times \frac{\text{既に払い込まれた暫定保険料}}{\text{災害発生時算定保険料}} = \text{保険金の額}$$

第3条 (読み替え規定の特則-その1)

当社は、この保険契約に建設業包括契約用特約条項(下請負人担保)が付帯されている場合には、同特約条項第2条(定義)および同第4条(暫定保険料)の規定は適用しません。

第4条 (読み替え規定の特則-その2)

当社は、この保険契約に保険料の確定に関する特約条項(労働災害総合保険用)が付帯されている場合には、同特約条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条(用語の定義)(1)②の規定を以下のとおり読み替えます。
「② 保険料
保険料が売上高を基礎とする場合には、保険契約締結時に把握可能な被保険者の最近の営業年度(1年間)の売上高総額に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。」

② 第2条（有期事業に関する規定）(1)③の規定を以下のとおり読み替えます。
「③ 保険料
保険料が売上高を基礎とする場合には、保険契約締結時に把握可能な被保険者の最近の営業年度（1年間）の売上高総額に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。」

第5条（普通保険約款等との関係）
この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

被用者の範囲に関する特約条項（派遣労働者追加法定外補償・使用者賠償）

第1条（用語の定義）
この特約条項において次の①から⑤までに掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。

- ① 労働者派遣法
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律をいいます。
- ② 派遣労働者
労働者派遣法第2条（用語の意義）二にいう派遣労働者をいいます。
- ③ 労働者派遣契約
労働者派遣法第26条（契約の内容等）にいう労働者派遣契約をいいます。
- ④ 労働者派遣事業者
労働者派遣法第2条（用語の意義）六にいう一般派遣元事業主ならびに特定派遣元事業主をいいます。
- ⑤ 派遣先
労働者派遣法第2条（用語の意義）六にいう派遣先をいいます。

第2条（派遣労働者の追加）
労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条項第1条（用語の定義）⑨に規定する「事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者」には、労働者派遣契約に基づき労働者派遣事業者から派遣され、被保険者がその派遣先となる派遣労働者を含むものとします。

第3条（普通保険約款等との関係）
この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

海外危険担保特約条項

第1条（保険責任のおよぶ範囲の拡大）
当社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条項第3条（保険責任のおよぶ範囲）に規定する日本国の労働者災害補償法令の施行地内において行われる事業に従事する被用者の身体の障害のほか、施行地外の地域で行われる事業に派遣されたすべての被用者の身体障害についても、この特約条項の規定に従い、保険金（普通保険約款第1章法定外補償条項または第2章使用者賠償責任条項の保険金をいいます。）を被保険者に支払います。

第2条（読み替え規定）
この特約条項の適用にあたっては、普通保険約款第3章基本条項第1条（用語の定義）①に規定する「労災保険法等」には、日本国以外の労働者災害補償法令および労働者災害補償責任保険を含むものとします。

第3条（普通保険約款等との関係）
この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

被保険者の範囲に関する特約条項（使用者賠償責任条項用）

第1条（用語の定義）
この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
役員	次のいずれかの者をいいます。 ① 被保険者が株式会社または有限会社である場合、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役、執行役員および監査役ならびに執行役員 ^(注) ② 被保険者が株式会社または有限会社以外の法人である場合、理事および監事ならびにこれらに準ずる者。 (注) 執行役員 業務執行権限を有する者として会社の規程等で定められた地位にある者をいいます。

第2条（被保険者の範囲）
当社は、この特約条項に従い、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2章使用者賠償責任条項における被保険者には、被保険者の役員を含むものとします。

第3条（普通保険約款等の適用）
この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

継続事業の一括に関する特約条項

第1条（対象事業場の定義）
当社は、この特約条項により、被保険者が政府の管掌する労働者災害補償保険において継続事業の一括申請を行っている場合、事業の種類番号（当社が定めるものとする）を同じくするすべての事業場を、当該契約の対象事業場とみなします。

第2条（普通保険約款等との関係）
この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

下請負人担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）
当社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項第4条（保険金を支払わない場合－その1）(2)①または第2章使用者賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その1）(2)①の規定にかかわらず、被保険者のすべての下請負人（保険証券に記載のある場合に限り）またはその被用者が業務上の事由により身体の障害を被った場合は、この特約条項の規定に従い、保険金（普通保険約款第1章法定外補償条項または第2章使用者賠償責任条項の保険金をいいます。）を被保険者に支払います。

第2条（下請負人自身の取扱い）

(1) 前条の規定にかかわらず、下請負人自身の身体の障害については、下請負人自身が労働者災害補償保険に特別加入している場合に限り、この保険契約の対象とします。

(2) 下請負人自身を対象とするにあたっては、次の①から③までに掲げる用語はそれぞれ次のとおり読み替えるものとします。

- ① 普通保険約款第3章基本条項第1条（用語の定義）⑦に規定する「賃金総額」は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第4にいう「保険料算定基礎額」
- ② 普通保険約款第3章基本条項第1条（用語の定義）⑧に規定する「平均賃金」は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第4にいう「給付基礎日額」
- ③ 前条にいう「業務上の事由」は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第5号に掲げる者については「当該作業」

第3条（普通保険約款等との関係）
この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

建設業包括契約用特約条項（下請負人担保）

第1条（対象工事）
(1) 当会社は、保険期間中に被保険者が日本国内において行うすべての工事（以下「対象工事」といいます。）を対象とし、この特約条項の規定に従い、被保険者に対し保険金を支払います。
(2) 被保険者が他の者と共同企業体を構成して行う工事（以下「ジョイントベンチャー工事」といいます。）については、被保険者が分担する部分のみを対象工事とします。

第2条（定義）
この特約条項において「完成工事高」とは、対象工事にかかわる完成工事高をいいます。

第3条（保険責任期間）
この保険契約における当会社の保険責任期間は、保険証券記載の保険期間と同一とします。

第4条（暫定保険料）
労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条項第1条（用語の定義）⑩の暫定保険料は、次の①または②の算式により得られる賃金総額の見込額または平均被用者数の見込数に所定の保険料率を乗じて算出するものとします。

- ① 賃金総額の見込額
保険期間中の完成工事高の見込額×完成工事高に乗じる当会社の定める率
- ② 平均被用者数の見込数
賃金総額の見込額 ÷ 当会社の定める1人あたり平均賃金

第5条（保険料の確定・精算）
当会社は、保険期間終了後、保険期間中の完成工事高に基づき、確定保険料を算出し、既に領収した暫定保険料と過不足のあるときは、その差額を精算します。

第6条（下請負人担保特約条項との関係）
対象工事のうち、共同施工方式のジョイントベンチャー工事の場合にかぎり、下請負人担保特約条項第1条（保険金を支払う場合）における「被保険者のすべての下請負人（保険証券に記載のある場合に限り）またはその被用者」を、「被保険者が構成員となる共同企業体のすべての下請負人（保険証券に記載のある場合に限り）」と読み替えます。

第7条（普通保険約款等との関係）
この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

使用者賠償責任条項 死亡のみ担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）
当会社は、被保険者の被用者の身体の障害の区分が死亡に該当する場合のみ、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2章使用者賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）の賠償保険金もしくは第2条（保険金を支払う場合－費用）の費用保険金（この保険契約に適用される他の特約条項の規定にしたがって支払われる賠償保険金または費用保険金を含みます。）を、被保険者に支払います。

第2条（普通保険約款等との関係）
この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第2章使用者賠償責任条項および第3章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

脳・心疾患のみ担保特約条項（法定外補償条項用）

第1条（読み替え条項）
当社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項第1条（保険金を支払う場合－その1）にいう「身体の障害」を次の①から③までに掲げる精神障害、脳血管疾患または虚血性心疾患等に起因するものに限定します。

- ① 精神障害とは、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定されたものとします。
- ② 脳血管疾患とは、脳内出血（脳出血）、くも膜下出血、脳梗塞または高血圧性脳症をいいます。
- ③ 虚血性心疾患等とは、心筋梗塞、狭心症、心停止^(注)または解離性大動脈瘤をいいます。
(注) 心臓性突然死を含みます。

第2条（普通保険約款等との関係）
この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第1章法定外補償条項および第3章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

特別加入者担保特約条項

第1条（被用者の定義の拡大）
当会社は、この特約条項により、被保険者が労働者災害補償保険において申請しているすべての特別加入者（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第1号から第5号までのいずれかに掲げる者をいいます。）を労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条項第1条（用語の定義）⑨に規定する「被用者」とみなします。

第2条（読み替え規定）
この特約条項の適用にあたっては、次の①から③までに掲げる用語はそれぞれ次のとおり読み替えるものとします。

- ① 普通保険約款第3章基本条項第1条（用語の定義）⑦に規定する「賃金総額」は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第4にいう「保険料算定基礎額」

- ② 普通保険約款第3章基本条項第1条(用語の定義)⑧に規定する「平均賃金」は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第4にいう「給付基礎日額」
- ③ 普通保険約款第1章法定外補償条項第1条(保険金を支払う場合—その1)(1)にいう「業務上の事由」は、労働者災害補償保険法第33条第5号に掲げる者については「当該作業」

第3条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款(第1章法定外補償条項および第3章基本条項)およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

天災危険担保特約条項

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、労働災害総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1章法定外補償条項第4条(保険金を支払わない場合—その1)(1)②または第2章使用者賠償責任条項第5条(保険金を支払わない場合—その1)(1)②の規定にかかわらず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波により被用者が身体の障害を被った場合は、この特約条項の規定に従い、普通保険約款第1章法定外補償条項の保険金(以下「法定外補償保険金」といいます。)または第2章使用者賠償責任条項の保険金(以下「使用者賠償保険金」といいます。)を被保険者に支払います。ただし、法定外補償保険金については保険証券に法定外補償保険金額が記載されている場合、使用者賠償保険金については保険証券にてん補限度額が記載されている場合にかぎります。

第2条(保険金の支払限度額)

- (1) 当会社は、前条の規定に従い、次の①および②に規定する金額と(2)に規定する金額のうちいずれか低い金額を限度として、法定外補償保険金および使用者賠償保険金を被保険者に支払います。
 - ① 法定外補償保険金については、普通保険約款第1章法定外補償条項別表に定める金額と同一の金額
 - ② 使用者賠償保険金については、普通保険約款第2章使用者賠償責任条項第3条(保険金の支払限度額)(1)に定める保険証券記載のてん補限度額と同一の金額
- (2) 当会社が、この特約条項により保険期間中に支払う保険金の総額(以下「保険期間中の総てん補限度額」といいます。)は、被保険者ごとに10億円を限度とします。
- (3) 普通保険約款第2章使用者賠償責任条項第3条(保険金の支払限度額)(2)にいう1回の災害に適用するてん補限度額は、この特約条項においては、保険期間中の総てん補限度額(当会社が既にこの特約条項の保険金を支払っているときは、その額を控除します。)とします。

第3条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

下請負人担保特約条項(継続事業用)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
下請負人	被保険者の施設構内または被保険者が直接業務を行う現場内において、被保険者との請負契約等に基づき、継続的に専ら被保険者の業務に従事する者をいいます。ただし、建設業法第1章第2条第5項にいう建設業者と締結された下請契約における請負人(数次の請負による場合の請負人を含む)を除きます。

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、労働災害総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1章法定外補償条項第4条(保険金を支払わない場合—その1)(2)①または第2章使用者賠償責任条項第5条(保険金を支払わない場合—その1)(2)①の規定にかかわらず、被保険者のすべての下請負人またはその被用者が業務上の事由により身体の障害を被った場合は、この特約条項の規定に従い、保険金(普通保険約款第1章法定外補償条項または第2章使用者賠償責任条項の保険金をいいます。)を被保険者に支払います。

第2条(下請負人自身の取扱い)

- (1) 前条の規定にかかわらず、下請負人自身の身体の障害については、下請負人自身が労働者災害補償保険に特別加入している場合に限り、この保険契約の対象とします。
- (2) 下請負人自身を対象とするにあたっては、次の①から③までに掲げる用語はそれぞれ次のとおり読み替えるものとします。
 - ① 普通保険約款第3章基本条項第1条(用語の定義)⑦に規定する「賃金総額」は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第4にいう「保険料算定基礎額」
 - ② 普通保険約款第3章基本条項第1条(用語の定義)⑧に規定する「平均賃金」は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第4にいう「給付基礎日額」
 - ③ 前条にいう「業務上の事由」は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第33条第5号に掲げる者については「当該作業」

第3条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

下請負人・備車運転者担保特約条項(継続事業用)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
下請負人	被保険者の施設構内または被保険者が直接業務を行う現場内において、被保険者との請負契約等に基づき、継続的に専ら被保険者の業務に従事する者をいいます(被保険者が貨物自動車運送事業者の場合は、備車運転者を含みます。)。ただし、建設業法第1章第2条第5項にいう建設業者と締結された下請契約における請負人(数次の請負による場合の請負人を含む)を除きます。
貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項にいう貨物自動車運送事業を営む者をいいます。
備車運転者	貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人および業務委託契約における受託人をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、労働災害総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1章法定外補償条項第4条(保険金を支払わない場合—その1)(2)①または第2章使用者賠償責任条項第5条(保険金を支払わない場合—その1)(2)①の規定にかかわらず、被保険者のすべての下請負人またはその被用者が業務上の事由により身体の障害を被った場合は、この特約条項の規定に従い、保険金(普通保険約款第1章法定外補償条項または第2章使用者賠償責任条項の保険金をい

います。)を被保険者に支払います。

第2条(下請負人自身の取扱い)

- (1) 前条の規定にかかわらず、下請負人自身の身体の障害については、下請負人自身が労働者災害補償保険に特別加入している場合に限り、この保険契約の対象とします。
- (2) 下請負人自身を対象とするにあたっては、次の①から③までに掲げる用語はそれぞれ次のとおり読み替えるものとします。
 - ① 普通保険約款第3章基本条項第1条(用語の定義)⑦に規定する「賃金総額」は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第4にいう「保険料算定基礎額」
 - ② 普通保険約款第3章基本条項第1条(用語の定義)⑧に規定する「平均賃金」は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第4にいう「給付基礎日額」
 - ③ 前条にいう「業務上の事由」は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第33条第5号に掲げる者については「当該作業」

第3条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。